

# 下松市公共下水道事業経営戦略

令和6年度～令和15年度



下松市浄化センター



デザインマンホール  
(下工弁慶号とサルビア)

平成31年 3月策定  
令和 6年 3月改定

下 松 市



# 目次

<b>1</b>	<b>経営戦略の基本事項</b>	<b>1</b>
1.1	経営戦略改定の経緯	1
1.2	計画の位置付け	1
1.3	計画期間	2
1.4	経営戦略の進捗管理	2
<b>2</b>	<b>下水道事業の概要</b>	<b>3</b>
2.1	事業の現況等	3
2.2	下水道使用料について	7
2.3	組織について	8
2.4	民間活力の活用等について	8
2.5	施設等の概要	9
<b>3</b>	<b>経営指標の現状と課題</b>	<b>12</b>
3.1	経営比較分析表による現状分析	12
3.2	経営の状況	16
<b>4</b>	<b>将来の事業環境</b>	<b>21</b>
4.1	各人口の見通し	21
4.2	有収水量・下水道使用料収入の見通し	22
4.3	企業債の見通し	23
4.4	繰入金の見通し	24
4.5	施設の見通し	25
4.6	組織の見通し	25
<b>5</b>	<b>経営の基本方針</b>	<b>26</b>
5.1	基本方針	26
5.2	経営目標	27

<b>6</b>	<b>効率化・経営健全化の取組</b>	28
6.1	経営基盤の強化	29
6.2	投資の合理化	31
6.3	危機管理の強化	32
<b>7</b>	<b>経費回収率の向上に向けた考え方</b>	33
7.1	経費回収率の向上に向けたロードマップ	33
7.2	経費回収率の向上に向けた考え方と取組内容	33
<b>8</b>	<b>投資・財政計画（収支計画）</b>	34
8.1	投資・財政計画	34
8.2	投資・財政計画策定にあたっての説明	36
別表1	投資・財政計画表（収益的収支）	39
別表2	投資・財政計画表（資本的収支）	40
別表3	原価計算表（公共下水道事業）	41
参考図面1	下松市公共下水道平面図（汚水）	
参考図面2	下松市公共下水道平面図（雨水）	
参考図面3	下水道施設平面図（処理場・ポンプ場）	
参考図面4	下松市浄化センター施設平面図	

## Ⅰ 経営戦略の基本事項

### 1.1 経営戦略改定の経緯

下水道は、市民の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するために欠かすことのできない公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。

本市では、昭和28年に最初の下水道事業認可を受けて事業に着手し、昭和53年の下松市浄化センターの供用開始により、本格的な下水処理が始まりました。事業開始から70年、処理場供用開始から45年が経過した令和4年度末現在で、下水道処理人口普及率は90.3%（水洗化率は97.0%）に達したところです。

この間下水道は、産業の急発展や生活様式の変化に伴い、下水排除のみならず、浸水防除、都市環境整備、公共用水域の水質保全、更には下水道資源の有効利用といった多くの役割を担うようになってきました。

また、現在も面整備が継続する一方、これまで整備してきた多くの管渠・処理場設備等下水道施設の老朽化対策に加え、浸水対策・地震対策への投資が必要であることや、将来的な人口減少による使用料収入の減少が見込まれることなどから、経営の更なる効率化・健全化が必要となっています。

本市においては、近年の社会情勢の著しい変化や下水道事業を取り巻く厳しい状況の中、将来にわたって安定的に公共下水道事業を継続していくため、平成31年3月に下松市公共下水道事業経営戦略（以下「本計画」という。）を策定しました。

計画策定から5年が経過し、計画の中間年度となったことから、これまでの取組を評価するとともに、変化している社会情勢を反映し、財政計画等の見直しを踏まえた実効性のある計画とするため、本計画を改定しました。

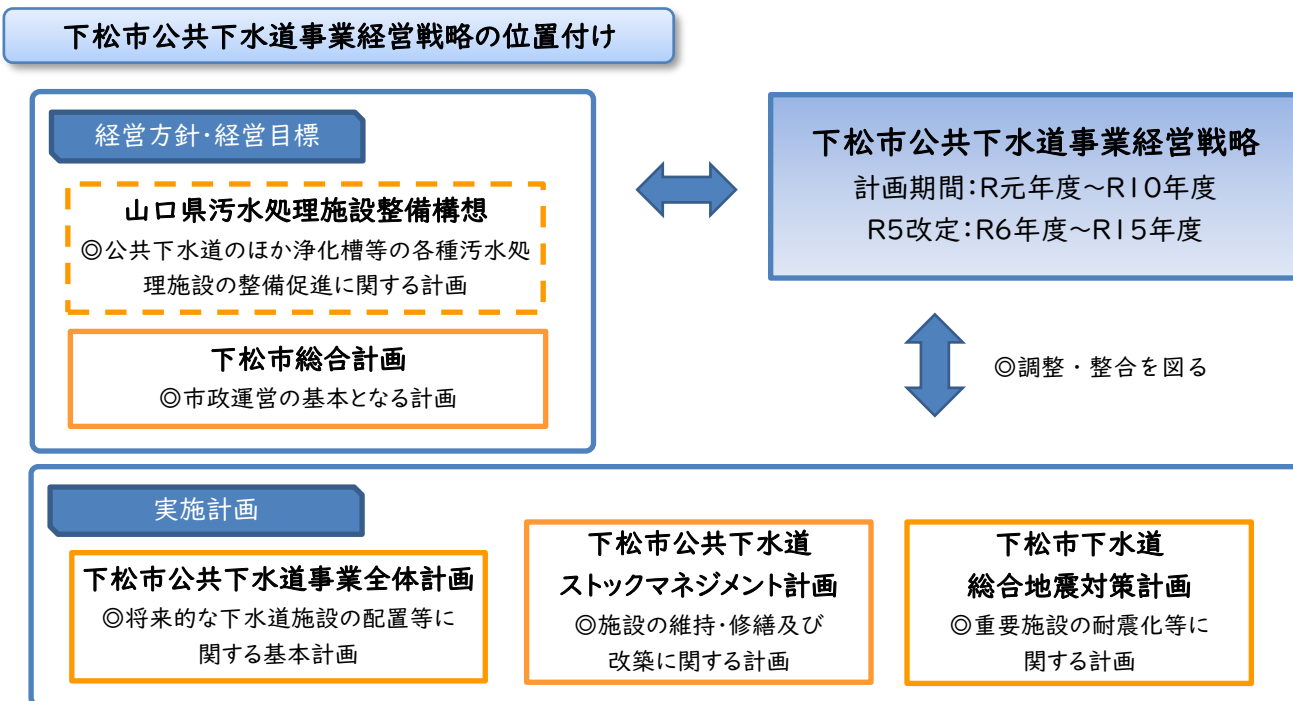
### 1.2 計画の位置付け

本計画は、総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月）及び「経営戦略の策定推進について」（平成28年1月）に基づく「経営戦略」に位置付けるものです。

本計画策定にあたっては、「山口県汚水処理施設整備構想」や、本市の市政運営の基本となる「下松市総合計画」、「下松市公共下水道事業全体計画」、「下松市公共下水道ストックマネジメント計画」及び「下松市下水道総合地震対策計画」等の計画を反映したものとなっています。

また、本計画は、本市の公共下水道事業の中期的な経営の基本計画ですが、実際の施設整備・改築更新は、「下松市公共下水道ストックマネジメント計画」や「下松市下水道総合地震対策計画」等に基づき行われており、下水道に関する各計画と整合を図ることにより、計画の実効性を確保します。

図1-1 計画位置付けのイメージ



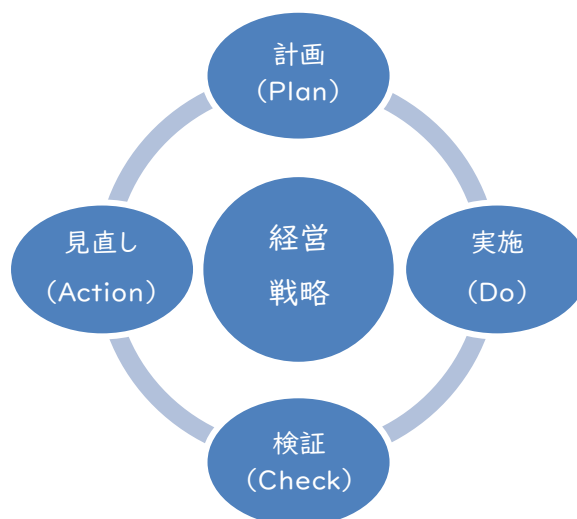
### 1.3 計画期間

本計画の期間は令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

### 1.4 経営戦略の進捗管理

今後、本計画の実施状況の評価・検証を適宜行いながら、5年度ごとに見直しを行うとともに、計画と実績との乖離が著しい場合や、計画の前提となる経営・財政の条件が大幅に変更となった場合に見直しを行います。また、現段階で把握できていない詳細項目についても、本計画に基づく事業の実施により計画の精度を高めていきます。

見直しに当たっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析するとともに、「計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）」のサイクルを活用します。



## 2 下水道事業の概要

### 2.1 事業の現況等

#### 2.1.1 下水道事業の現況

下水道事業には、いくつか種類がありますが、本市では公共下水道事業を経営しています。

公共下水道事業は国土交通省所管の事業で、主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道です。公共下水道の中でも、終末処理場を有するものを単独公共下水道と呼び、本市はこれに該当します。

本市の公共下水道事業は、昭和28年3月に事業認可を受け、下松駅を中心とした市街地の浸水防除及び雑排水の排除を目的として、869.3haを計画区域と定め、昭和28年4月に合流管渠整備を主体とした事業に着手しました。

昭和46年9月には、公共下水道事業計画に終末処理場建設を追加し、昭和53年4月の下松市浄化センターの供用開始により、し尿を含めた分流（一部合流）方式の処理を開始しました。その後、変更認可を受けて計画区域を8回に渡り拡大しています。

表2-1 下水道事業の概要

※令和5年3月31日時点

事業名	公共下水道事業
供用開始年月日	昭和53年4月28日
地方公営企業法 法適（全部・一部）・非適の区分	平成26年4月1日より 地方公営企業法を全部適用
処理区数（処理区名）	1 処理区（下松処理区）
処理区域内面積	1,186.64ha
処理区域内人口	51,382人
処理区域内人口密度	43.30人/ha
流域下水道等への接続	無し

処理施設名	施設の現有能力
下松市浄化センター	汚水処理：24,200 m <sup>3</sup> /日 雨水排除：12.0 m <sup>3</sup> /秒

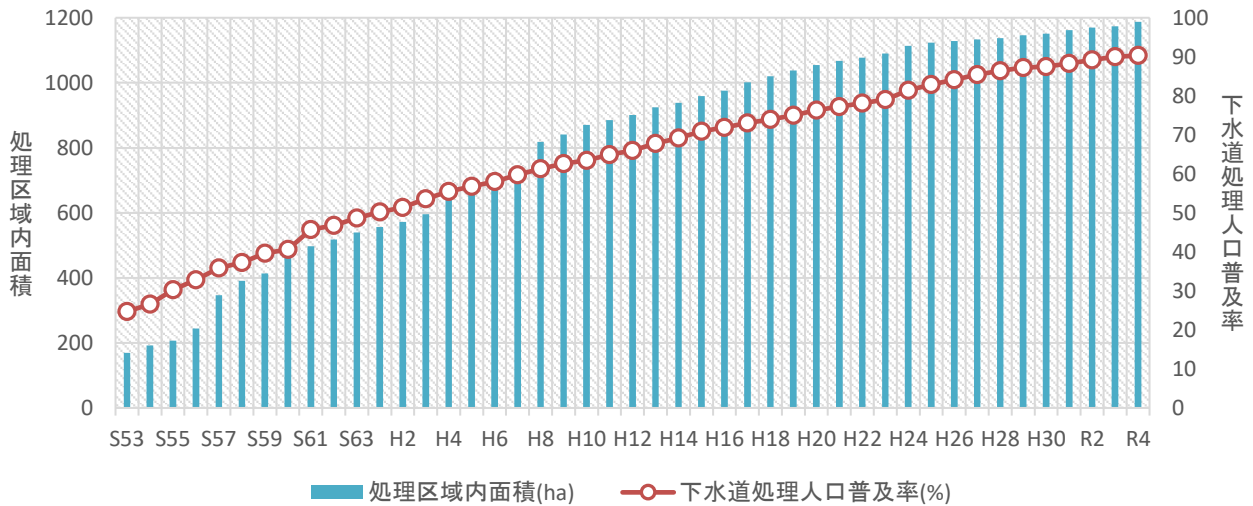
処理区域内面積 : 公共下水道事業の整備が完了した区域の面積

処理区域内人口 : 公共下水道を利用できる区域内の人口

## 2.1.2 整備の状況

現在も汚水処理施設の概成に向けた整備を続けており、令和4年度末の処理区域内面積は1,187ha、下水道処理人口普及率は90.3%となっています。

図2-1 公共下水道の処理区域内面積、下水道処理人口普及率の推移



※下水道処理人口普及率 = 処理区域内人口 / 行政区域内人口 × 100

### 【過去10年間実績値】

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
処理区域内面積(ha)	1,123	1,128	1,133	1,137	1,146	1,151	1,162	1,170	1,174	1,187
人口普及率 (%)	82.9	84.1	85.4	86.4	87.2	87.5	88.3	89.2	90.0	90.3

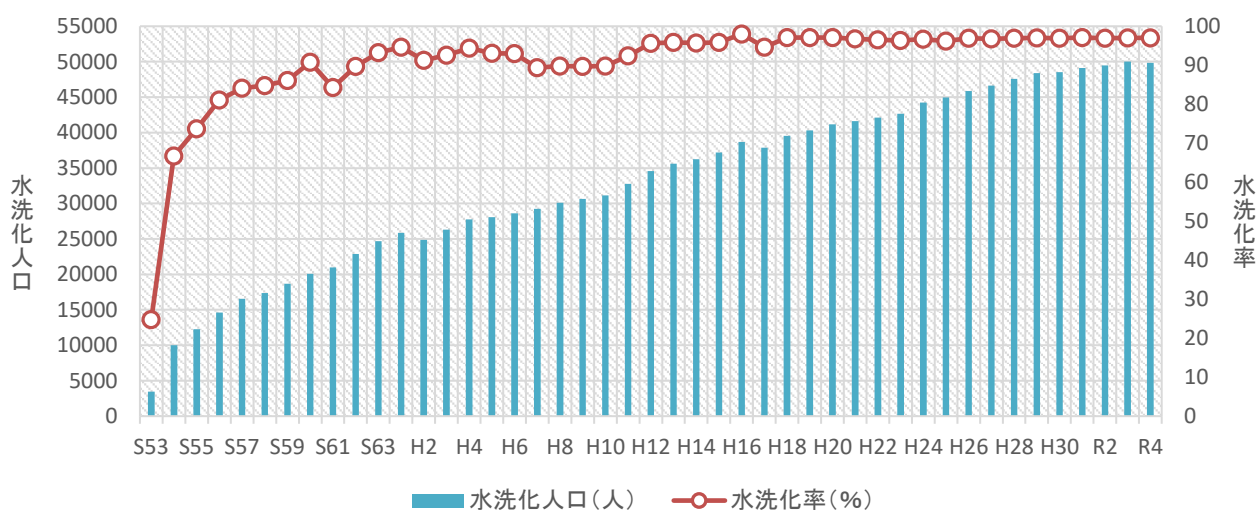


### 2.1.3 水洗化の状況

令和4年度末の水洗化人口は49,850人、水洗化率は97.0%となっています。

現状として、近年の人口の増加、整備済面積の拡大に伴い水洗化人口は微増の傾向にあります。水洗化率については、近年は、ほぼ横ばいで推移しています。

図2-2 水洗化人口、水洗化率の推移



※水洗化率 = 水洗化人口 / 処理区域内人口 × 100

#### 【過去10年間実績値】

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
水洗化人口 (人)	44,961	45,864	46,614	47,573	48,373	48,541	49,108	49,459	49,996	49,850
水洗化率 (%)	96.2	96.9	96.8	96.9	97.0	96.9	97.1	96.9	97.0	97.0

## 2.1.4 広域化・共同化・最適化実施状況

人口減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業が抱える課題を解決するための手段として、広域化・共同化・最適化などがあります。

取組名称	取組内容
広域化	複数の自治体等で施設を共同で使用する等、ハード面の取組
共同化	事務の一部を共同で行う等、ソフト面の取組
最適化	事業の統廃合も含め、公共下水道や合併処理浄化槽などの各種処理施設の中から、その地域に合わせた最適な処理方法を選択して実施する取組

### (ア) 広域化・共同化について

広域化については、本市において、処理区域の一部を徳山東部浄化センター（周南市）に流入させることを検討しましたが、スケールメリットが働かず結果的に高価となるため、統合しない結果となりました。共同化についても、現時点での取組はありません。

広域化・共同化については、今後も「山口県汚水処理広域化・共同化計画」に基づき、事業効率化のための調査研究を進めます。

### (イ) 最適化について

必要に応じて、下水道事業計画の見直しも含め、公共下水道事業と合併処理浄化槽による汚水処理の最適化を行っていきます。

## 2.2 下水道使用料について

下水道事業（汚水処理）における主な財源は、下水道を使用する方に負担していただく下水道使用料です。

本市では、基本的に上水道の使用水量から下水道使用料を算出していますが、井戸を使用している場合は、水量に応じた下水道使用料の算定が困難であるため人頭制を採用しています。

下水道使用料は汚水排除量が10m<sup>3</sup>/月までを基本料金とした基本料金制と、10m<sup>3</sup>/月を超える排除量に応じた3段階の累進従量料金制を組み合わせた使用料体系を採用しています。

表2-2 下水道使用料単価表

(税抜、月)

区分	基本水量	基本料金	超過料金	1m <sup>3</sup> あたり
一般汚水	10m <sup>3</sup> まで	800円	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	120円
			20m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	140円
			50m <sup>3</sup> を超えるもの	155円
湯屋汚水	10m <sup>3</sup> まで	800円	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	100円
			20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	120円
			30m <sup>3</sup> を超えるもの	15円

令和4年度の条例上の下水道使用料と実質的な下水道使用料は以下のとおりです。  
条例上の下水道使用料とは、一般汚水20m<sup>3</sup>あたりの下水道使用料です。

実質的な下水道使用料とは、下水道使用料の合計を有収水量の合計で除した金額に、20m<sup>3</sup>を乗じたものです。

表2-3 条例上の下水道使用料・実質的な下水道使用料

(税抜)

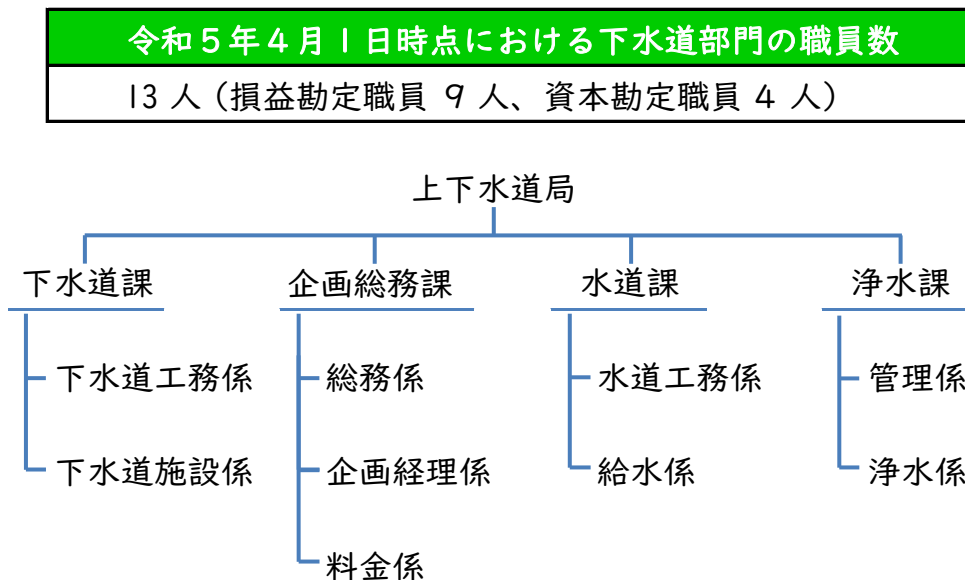
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
条例上の下水道使用料 (20m <sup>3</sup> /月)	2,000円	2,000円	2,000円
実質的な下水道使用料 (20m <sup>3</sup> /月)	2,364円	2,360円	2,359円

## 2.3 組織について

本市の下水道事業は、上下水道局下水道課が運営しています。

平成26年4月1日、地方公営企業法を全部適用し、企業会計方式を導入するとともに、上下水道事業の組織を統合しました。

図2-3 運営組織図



## 2.4 民間活力の活用等について

### 2.4.1 民間委託の状況

平成24年度から処理場及びポンプ場等の運転管理について、包括的民間委託を実施しています。

現在のところ、指定管理者制度やPPP・PFIの導入実績はありませんが、管渠の維持管理の包括委託などを検討し、コストの低減に努めます。

### 2.4.2 資産活用の状況

#### (ア) エネルギー利用

現在のところ、エネルギー利用の実績はありません。

#### (イ) 土地・施設等利用

現在のところ、下水道事業が管理している資産の活用について、具体的な取組は行っていません。今後も、遊休資産が発生しないように取組を進めます。

## 2.5 施設等の概要

### 2.5.1 管渠の状況

下水道の管渠については、施設の概成に向けた整備を現在も進めていますが、一部の管渠は布設から50年以上が経過し、機能の維持のための更新が必要となっています。

令和4年度末における管渠総延長は約288kmとなっており、法定耐用年数である50年を経過した管渠は約27km（全体の9.4%）、道路陥没などが起こりやすくなる布設後30年を経過した管渠は、約149km（全体の51.7%）となっています。

図2-4 管渠の年度別布設延長

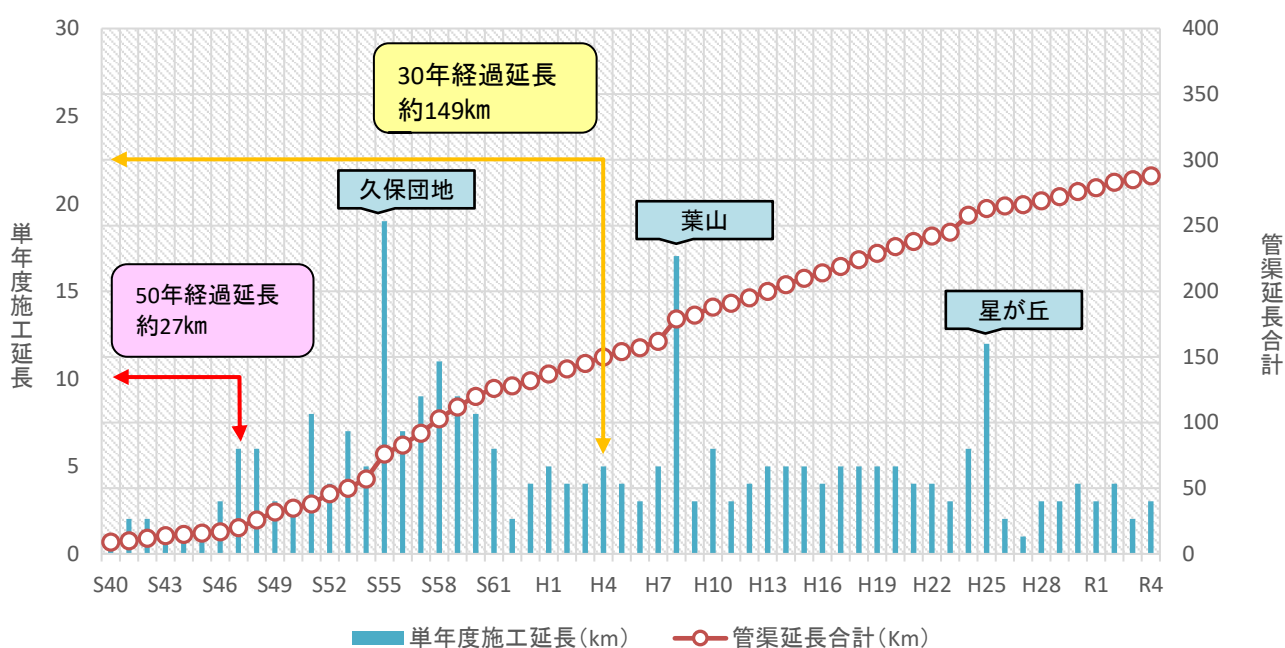
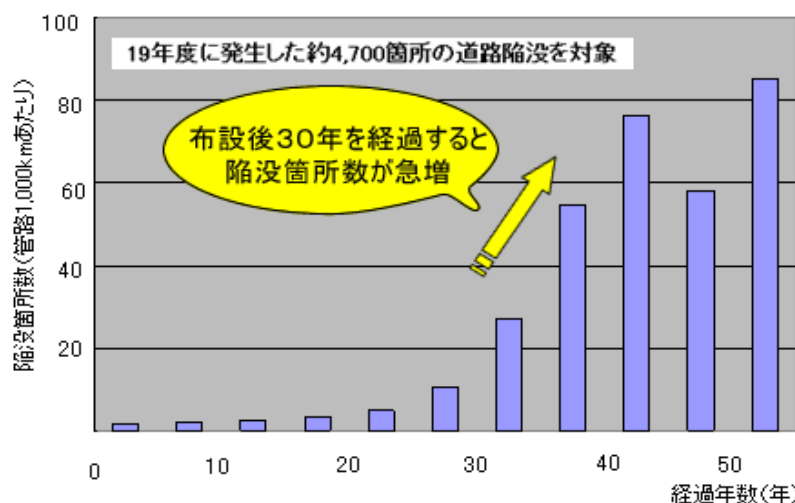


図2-5 経過年数別道路陥没件数



(出典：国土交通省HP)

## 2.5.2 処理場・ポンプ場の状況

処理場、ポンプ場の状況は以下のとおりです。

特に機械・電気設備は、管渠と比べると耐用年数が短く、経営に与える影響が大きいため、より高い計画性が必要です。

表2-4 処理場・ポンプ場一覧

(令和5年3月31日現在)

施設名	下松市浄化センター
位置	新川四丁目1番1号
供用開始年月日	昭和53年4月28日
施設の現有能力	汚水処理：24,200m <sup>3</sup> /日 [全体計画25,100m <sup>3</sup> /日] 雨水排除：12.0m <sup>3</sup> /秒
施設の概要	(汚水) 全体3系列のうち2系列完成 放流先:切戸川 処理方式 : 標準活性汚泥法(既設) : 循環式硝化脱窒法(全体計画) (雨水) 立軸斜流渦巻ポンプ φ1,000mm×3.0m <sup>3</sup> /秒×4台

施設名	平田ポンプ場
位置	大字平田字東潮上484
供用開始年月日	昭和62年3月
施設の現有能力	汚水の中継ポンプ場：14.0m <sup>3</sup> /分
施設の概要	水中汚水ポンプ φ200mm×3.5m <sup>3</sup> /分×2台 φ300mm×7.0m <sup>3</sup> /分×2台 (うち1台予備)

施設名	竹屋川ポンプ場(第1・第2ポンプ場)
位置	大字平田
供用開始年月日	(第1)平成元年4月・(第2)令和3年5月
施設の現有能力	雨水排除：16.0m <sup>3</sup> /秒 [全体計画24.0m <sup>3</sup> /秒]
施設の概要	全体3系列のうち2系列完成 (第1)スクリーンプンφ3,200mm×4.0m <sup>3</sup> /秒×2台 (第2)スクリーンプンφ3,200mm×4.0m <sup>3</sup> /秒×2台

### 2.5.3 浸水対策の状況

令和3年度に、竹屋川排水区における竹屋川4号幹線と竹屋川第2ポンプ場の整備を完了し、令和4年度には「下松市内水ハザードマップ」を策定しました。

現在は、大谷川排水区の浸水被害軽減に向けて、大谷川1号幹線等の整備を行っています。

令和6年度からは、令和10年度の供用開始を目指して、大谷川ポンプ場の建設に着手する予定です。

### 2.5.4 老朽化対策の状況

これまで、下水道施設の老朽化対策については、施設ごとに「長寿命化計画」を策定し、改築事業を実施してきました。

令和2年3月に、中長期的、包括的な計画である「下松市公共下水道ストックマネジメント計画」を策定し、現在はこの計画に基づいて施設の老朽化対策を進めています。

ストックマネジメント計画は、下水道施設全体の老朽化の進行状況を考慮し、優先順位を決定した上で、より計画的に施設の点検・調査、修繕・改築を実施することにより、投資費用の平準化・合理化を図り、施設管理を最適化することを目的としています。

令和7年度からは、新たに策定する第2期計画に基づき、更新需要が増大していく老朽化施設の適切な維持管理を実施していきます。

### 2.5.5 地震対策の状況

下水道施設が地震により被災した場合、市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことが予想されます。

このため、下水道施設の地震に対する安全性を高め、発災時にも下水道が最低限有すべき機能を確保することが重要となります。

本市では、令和3年度に「下松市下水道総合地震対策計画」を策定し、計画に基づき管渠の耐震化や災害用マンホールトイレの整備を実施しています。

また、「下松市上下水道局事業継続計画（BCP）」及び「下松市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）」に基づき、被災時にも影響を最小限に抑え、速やかに事業を復旧できるように取り組んでいます。

### 3 経営指標の現状と課題

#### 3.1 経営比較分析表による現状分析

総務省が公表している「経営比較分析表」に示されている主要な経営指標のうち、経営の健全性を表す指標を用いて現状を分析します。

経営比較分析表とは、公営企業の経営の健全性を表す主要な経営指標と、各指標についての分析で構成されるものです。

全国の公共下水道事業を実施する団体のうち、処理区域内の人口3万人以上10万人未満、人口密度50人/ha未満、供用開始後年数30年以上の団体を類似団体として、その平均値と比較しています。

表3-1 経営の健全性を表す指標の推移 (上段：本市・下段：類似団体平均値)

項目 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収支比率 (%)	102.13	102.25	101.34	102.24	102.18
	106.90	106.99	107.85	108.04	107.49
企業債残高	475.29	506.04	545.12	544.34	546.11
対事業規模比率 (%)	820.36	847.44	857.88	825.10	789.87
汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> )	127.88	123.86	120.11	118.84	123.65
	163.20	159.78	159.49	157.81	157.37
水洗化率 (%)	96.94	97.14	96.88	97.02	97.02
	92.55	92.62	92.72	92.88	92.90
経費回収率 (%)	93.22	96.10	98.40	99.30	95.40
	95.40	94.69	94.97	97.07	98.06

出典：「経営比較分析表（総務省）」

各指標の算式	
経常収支比率 (%)	$(\text{営業収益} + \text{営業外収益}) \div (\text{営業費用} + \text{営業外費用})$
企業債残高対事業規模比率 (%)	$\text{企業債残高} \div \text{下水道使用料}$
汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> )	$\text{汚水処理費} \div \text{年間有収水量}$
水洗化率 (%)	$\text{水洗化人口} \div \text{処理区域内人口}$
経費回収率 (%)	$\text{下水道使用料} \div \text{汚水処理費}$

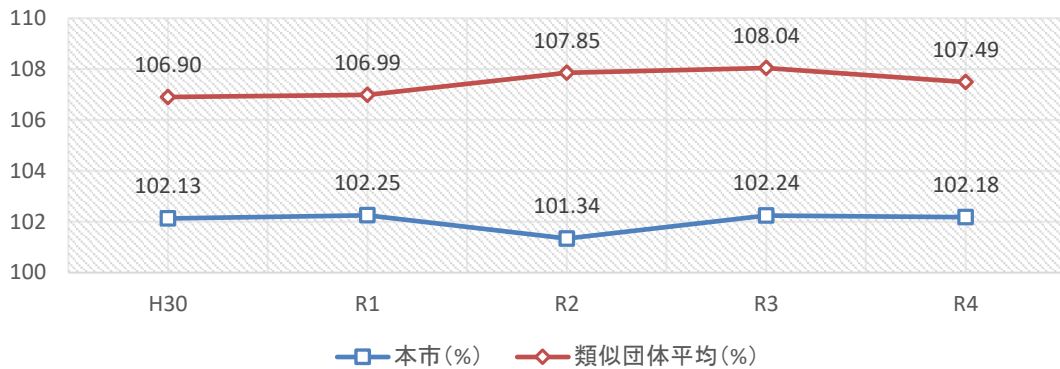


## (ア) 経常収支比率

経常費用が経常収益によって、どの程度賄われているかを表す指標。

この比率が100%未満である場合、単年度の収支が赤字であることを意味します。

図3-1 経常収支比率の推移



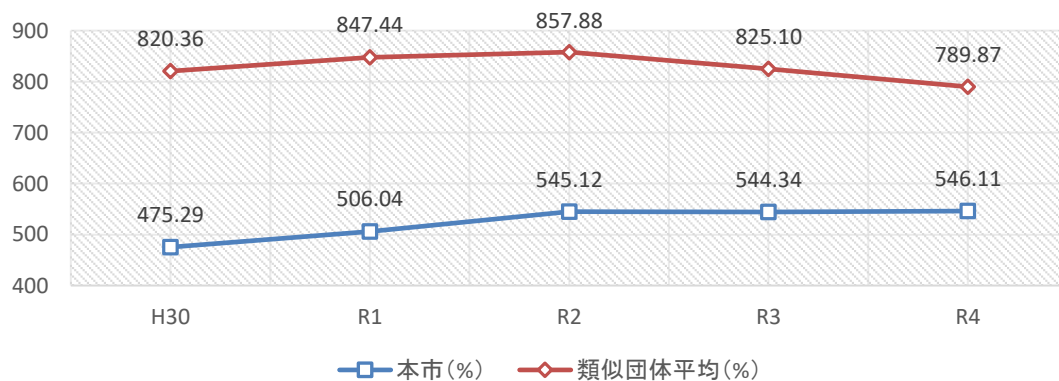
・類似団体と比べると若干低くなっていますが100%を超えており、健全な経営状態にあるといえます。今後も継続して100%以上を維持するために、経営状況の維持・改善に向けた取組を行っていきます。

## (イ) 企業債残高対事業規模比率

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。

明確な数値基準がないため、経年比較や類似団体との比較により分析を行います。

図3-2 企業債残高対事業規模比率の推移

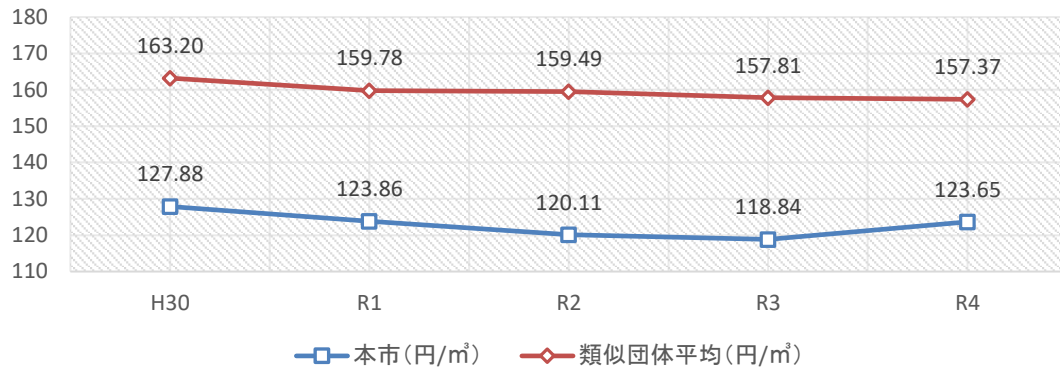


・この指標は数値が低いほど良いとされており、本市は類似団体平均値を大幅に下回る比率を保っています。今後、老朽化対策や浸水対策事業を推進する際に企業債借入額の増加が見込まれているため、財源確保や事業費の平準化に努めます。

### (ウ) 汚水処理原価

有収水量 1 m<sup>3</sup>当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標。

図3-3 汚水処理原価の推移



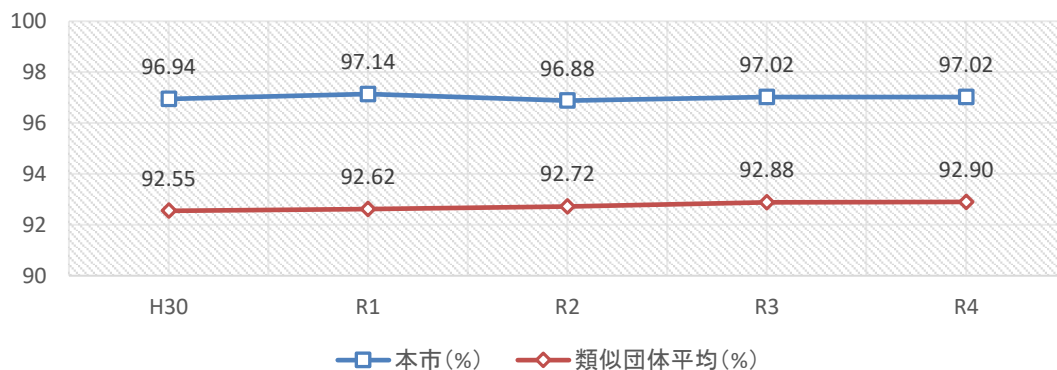
・類似団体と比べると大幅に低い汚水処理原価となっていますが、経費回収率100%を実現するためには、継続して汚水処理費の削減に努めることが必要です。

施設の老朽化や、エネルギー価格の高騰等による影響で、今後、汚水処理原価の上昇が見込まれるため、施設の計画的な維持管理や、適正な下水道使用料収入の確保を推進していく必要があります。

### (エ) 水洗化率

現在処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続した人口の割合を表す指標。

図3-4 水洗化率の推移

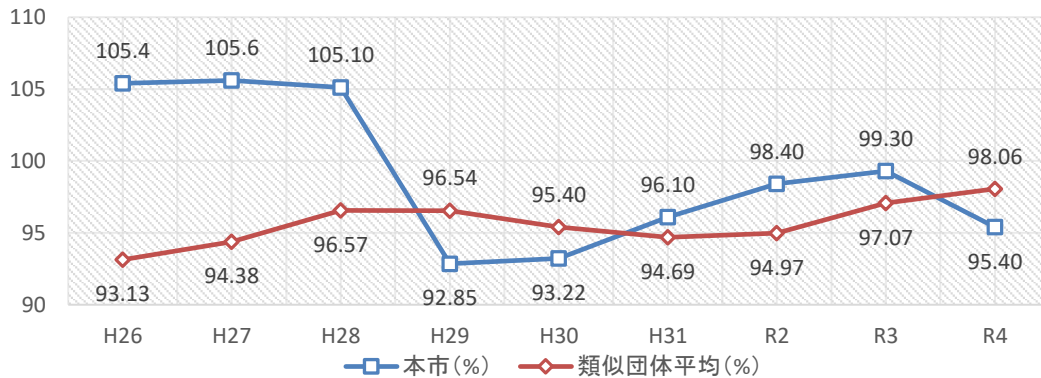


・類似団体平均値と比較すると高い水準で推移していますが、水質保全や下水道使用料収入確保の観点から、今後も水洗化率の向上に向けた取組を行っていきます。

## (オ) 経費回収率

下水道使用料で回収すべき経費（汚水処理費）を、下水道使用料収入でどの程度賄えているかを表す指標。

図3-5 経費回収率の推移



・平成29年度に地方公営企業繰出金の基準が変更になり、本市では分流式下水道に要する経費を基準内で繰り入れることができなくなりました。そのため、大幅に経費回収率が低下しています。

近年は、経営努力により上昇傾向を保ってきましたが、汚水処理施設の工事費が増加したことに加え、前年度よりも下水道使用料収入が減少したことにより、令和4年度の経費回収率は低下しました。

公営企業として持続可能な経営を行うためには、経費回収率100%を実現することが重要です。したがって、汚水処理の効率化による費用の削減や、水洗化率向上による下水道使用料の確保に向けた取組に加えて、下水道使用料の適正水準についての検討を引き続き行っていく必要があります。

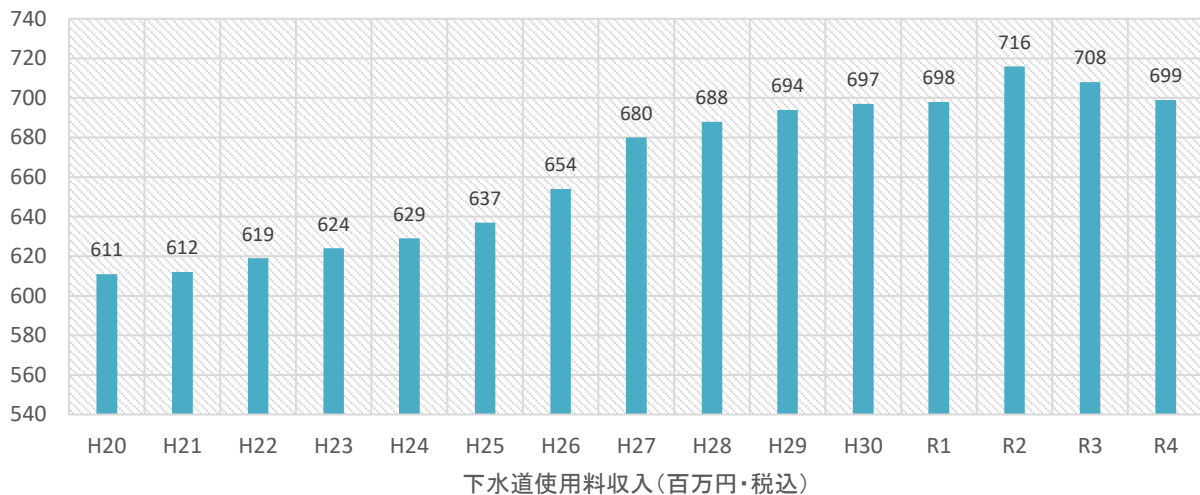
## 3.2 経営の状況

### 3.2.1 下水道使用料の状況

下水道使用料は、平成9年6月1日に7.1%（平均改定率）の増額改定を実施しています。現在も、未普及地域への整備が継続していることや、し尿・浄化槽汚泥の浄化センターへの全量圧送を平成27年度に開始したことから、増収の傾向にありましたが、近年は水需要の変化等により、下水道処理人口普及率の伸びほど収入が伸びていません。

令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響と推測される家庭内需要の増加がありましたが、令和4年度は令和元年度と同水準に低下しており、下水道使用料収入は横ばいの状態となっています。今後は、本市においても人口の減少が見込まれるため、長期的な下水道使用料収入の推移には注視が必要です。

図3-6 下水道使用料収入の推移



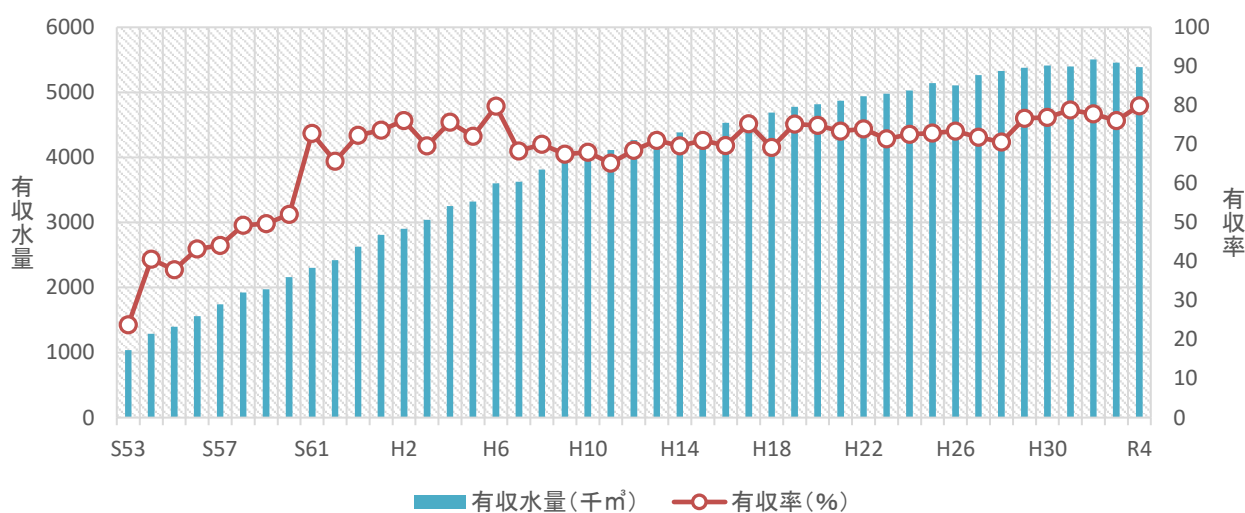
※消費税及び地方消費税率 H20～H25 5%  
H26～R元.9 8%  
R元.10～ 10%

### 3.2.2 有収水量の状況

下水道使用料の対象汚水量である有収水量の推移を比較すると、平成25年度は5,140千 $\text{m}^3$ 、平成30年度は5,412千 $\text{m}^3$ 、令和4年度は5,386千 $\text{m}^3$ となっており、整備により水洗化人口は増加していますが、有収水量の伸び率は低下傾向にあります。

有収率は、平成25年度は72.9%、平成30年度は76.9%、令和4年度は79.9%となっており、上昇傾向ですが、不明水等の影響により年度において、ややばらつきが見られます。

図3-7 有収水量、有収率の推移



$$\text{有収率} = \text{有収水量} / \text{汚水処理水量} \times 100$$

#### 【過去10年間実績値】

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
有収水量 (千 $\text{m}^3$ )	5,140	5,107	5,264	5,329	5,377	5,412	5,399	5,508	5,458	5,386
有収率 (%)	72.9	73.4	71.8	70.6	76.7	76.9	78.8	77.8	76.1	79.9

### 3.2.3 企業債残高の状況

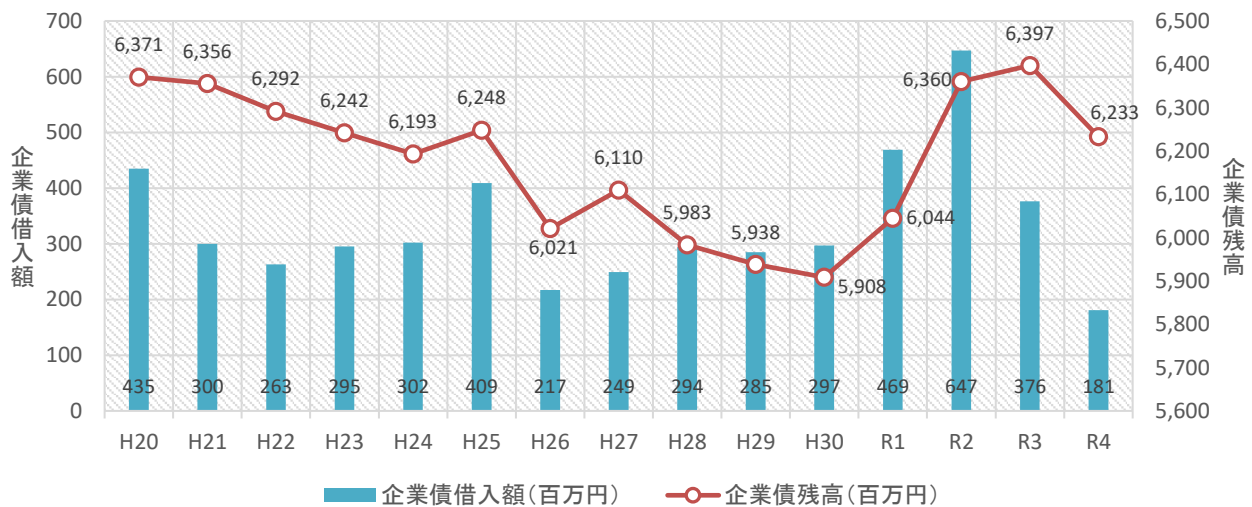
令和4年度末の企業債残高は6,233百万円となっています。近年は減少傾向となっていました。平成30年度以降の投資需要の伸びにより、再び増加に転じています。

下水道施設は、長期間に渡って活用される資産であることから、その整備には企業債を活用しています。企業債の活用により、施設の整備や更新に伴う費用を、企業債の償還という形で次の世代にも負担してもらうことができるため、世代間の公平性を確保することができます。

しかしながら、過度な企業債の借入を続けると企業債残高の増加につながり、将来的にその償還費用で経営が圧迫されることとなります。

したがって、ストックマネジメント計画等に基づき、年度毎の事業費を平準化するなど企業債借入額の抑制に努め、将来の財政負担の軽減を図ることが重要です。

図3-8 企業債残高・借入額の推移



### 3.2.4 繰入金の状況

繰入金とは、本市の一般会計（主な財源：市税収入）から、公共下水道事業会計の運営のために繰り入れられる資金のことで、基準内繰入金と基準外繰入金の2つに分類されます。

基準内繰入金とは、総務省の繰出基準に基づいた繰入金のことで、本市公共下水道事業では主に雨水処理に要する費用が該当します。

基準外繰入金とは、地方公共団体の実情に応じて、基準に基づかない経費を一般会計から繰り入れるもので、主に使用料収入や基準内繰入金を充ててもなお財源不足が生じる場合に、その補填として繰り入れるものです。

平成29年度に総務省の繰出基準が変更され、「分流式下水道等に要する経費」（汚水資本費のうち公費負担分）については、適正な下水道使用料（150円/m<sup>3</sup>）を徴収することが前提とされました。

本市の下水道使用料は、総務省の繰出基準よりも低い水準のため、「分流式下水道等に要する経費」を基準内で繰り入れることができなくなりました。

そのため、平成29年度から基準外繰入金が増加しており、令和4年度は、総繰入金額286百万円のうち、58百万円が基準外繰入金となっています。

図3-9 繰入金の推移

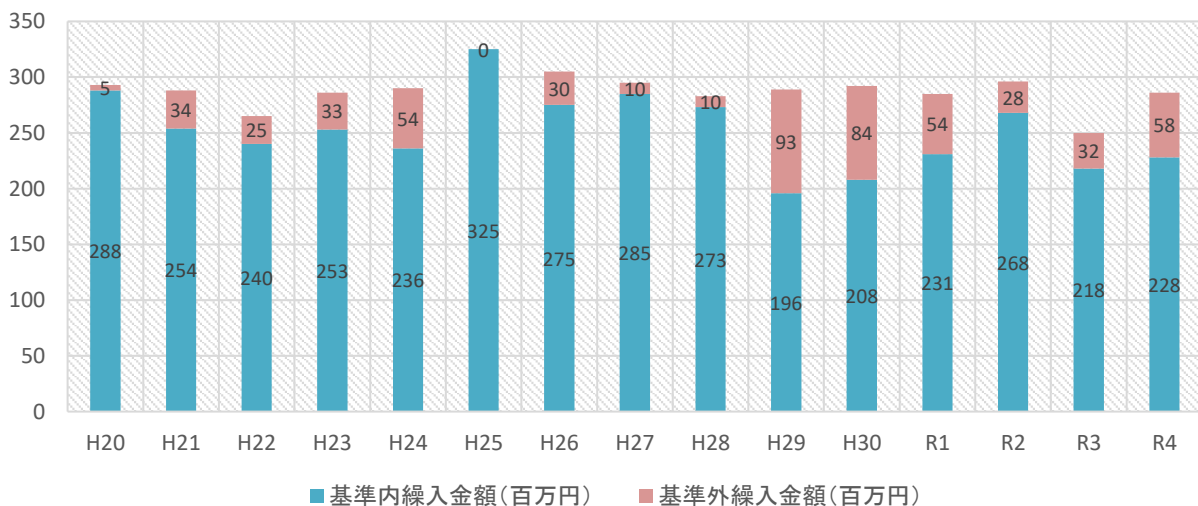


表3-2 本市公共下水道事業における一般会計繰入金の概要

	項目	繰出基準 設定年度	備考
基準 内 繰 入	1 雨水処理に要する経費	S56年度	維持管理費及び資本費
	2 分流式下水道等に要する経費	H18年度	地方財政計画の処理区域内人口密度に応じた所要額の算定方式を参考とする。 (本市：分流式下水道 汚水資本費の5/9) 国が示す適正な使用料単価=150円/m <sup>3</sup> 以上。 本市においては、使用料単価が150円/m <sup>3</sup> を下回っているため、基準外となる。
	3 流域下水道の建設に要する経費	H4年度	流域下水道なし
	4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	S56年度	
	5 水洗便所にかかる改造命令等に関する事務に要する経費	S56年度	
	6 不明水の処理に要する経費	S61年度	計画不明水量の20%を超えた不明水の処理に要する経費
	7 高度処理に要する経費	S61年度	将来的に経費あり
	8 高資本費対策に要する経費	S61年度	要件に該当しない
	9 広域化・共同化の推進に要する経費	H11年度	該当なし
	10 地方公営企業法の適用に要する経費	H11年度	H23～H25年度繰入実績あり
	11 普及特別対策に要する経費	H9年度	該当なし
	12 緊急下水道整備特定事業に要する経費	H9年度	該当なし
	13 下水道事業債（臨時措置分、特例措置分）の償還に要する経費	S62年度	普通交付税の基準財政需要額に全額算入 (R4年度で償還終了)
	14 下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費	H18年度	大部分が公害防止事業債での措置を受けているため 該当（影響）なし
	15 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	H24.6～	3歳未満は8/15
	政策的判断により、独自に繰り入れているもの		建設費一般財源 融資あっ旋利子 等

(総務省繰出基準の変遷)

公営企業における一般会計等からの繰出は、S49.2.22付「地方公営企業の繰入金について」（総務省自治財政局通知）により運用されてきた。その後、S56、61年度に変更、H4年度に全事業についての見直し以降は毎年度通知あり(H22年度より総務省副大臣通知)。

下水道事業はS56年度から示され(法非適用にも適用とあり)、S61年度に変更、その後9回にわたり基準の変更。H18年度に分流式下水道等に要する経費、特別措置分の追加。

繰出基準や繰出対象は、下水道財政研究委員会等の提言や、地方財政計画・環境の変化を受けて追加修正を経て現在に至る。



## 4 将来の事業環境

### 4.1 各人口の見通し

#### 4.1.1 総人口

人口推計は、「下松市人口ビジョン（R2.3改訂版）」の人口推計等を参考に独自推計しました。

近年、本市の人口は微増の傾向にありましたが、全国的な人口減少の中で、減少に転じることが想定されています。

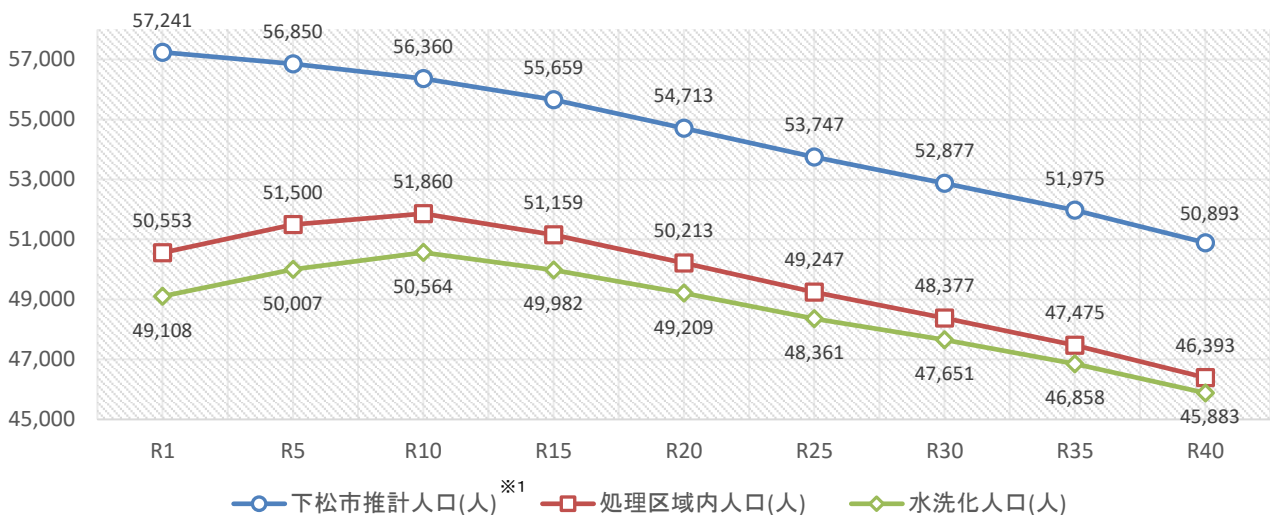
#### 4.1.2 下水道処理区域内人口・水洗化人口

処理区域内人口及び水洗化人口の推計は、最新の実績値をもとに、将来的な本市の人口減少、下水道処理人口普及率の上昇等を考慮して推計しています。

令和10年度頃までは、下水道の整備により微増から横ばい傾向ですが、その後は人口減少等に起因して逡減していく見込みとなっています。

図4-1 各人口の見通し

(各年度末時点)



※1 下松市推計人口： 本計画の改定にあたり、下松市人口ビジョンや、国立社会保障・人口問題研究所の公表資料を参考に、独自に推計した数値

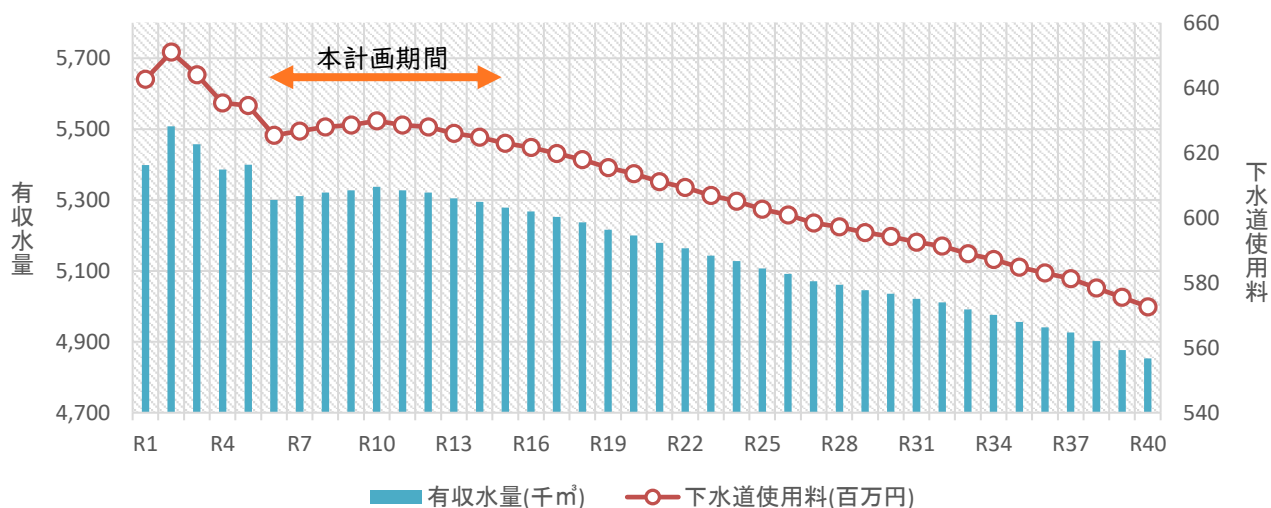
## 4.2 有収水量・下水道使用料収入の見通し

有収水量については、処理区域内面積の拡大等により、令和10年度頃までは横ばいで推移することが予測されますが、その後は人口減少などの影響により減少していく見込みです。

下水道使用料収入については、現行の料金体系を維持した場合、有収水量の見通しと同様に、本計画期間前期では横ばいで推移しますが、後期では減少傾向に転じると見込んでいます。

長期的には水洗化人口の減少の影響は避けられず、また、節水意識の向上や節水機器の普及により、今後も下水道使用料収入の減少傾向は続くものと見込んでいます。

図4-2 有収水量・下水道使用料収入の見通し



### 【今後10年間の推移】

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
有収水量 (千m³)	5,300	5,311	5,321	5,327	5,337	5,327	5,321	5,305	5,295	5,279
下水道使用料 (百万円)	625	627	628	629	630	629	628	626	625	623

### 4.3 企業債の見通し

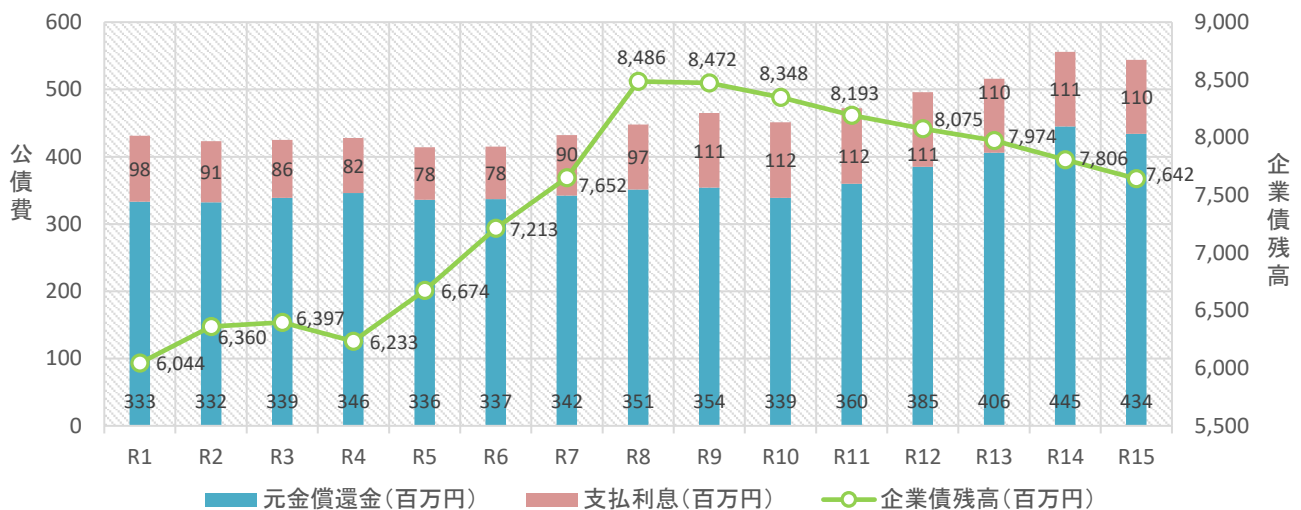
支払利息については、微増から横ばい傾向ですが、元金償還金については増加傾向にあります。公債費全体では、微増傾向が続く見込みです。

企業債残高については、大谷川ポンプ場建設等の投資需要の伸びにより、令和8年度までは大幅に増加しますが、その後は減少していく見込みです。

人口減少等に起因する下水道使用料収入の減少が見込まれる中、企業債残高の過度な増加は、将来の世代に対して大きな負担を残すこととなります。

内部留保資金の効率的・効果的な活用に加え、事業費の精査と平準化、他の資金との調整を図ることによって、企業債残高の抑制に努めます。

図4-3 企業債残高・公債費の見通し



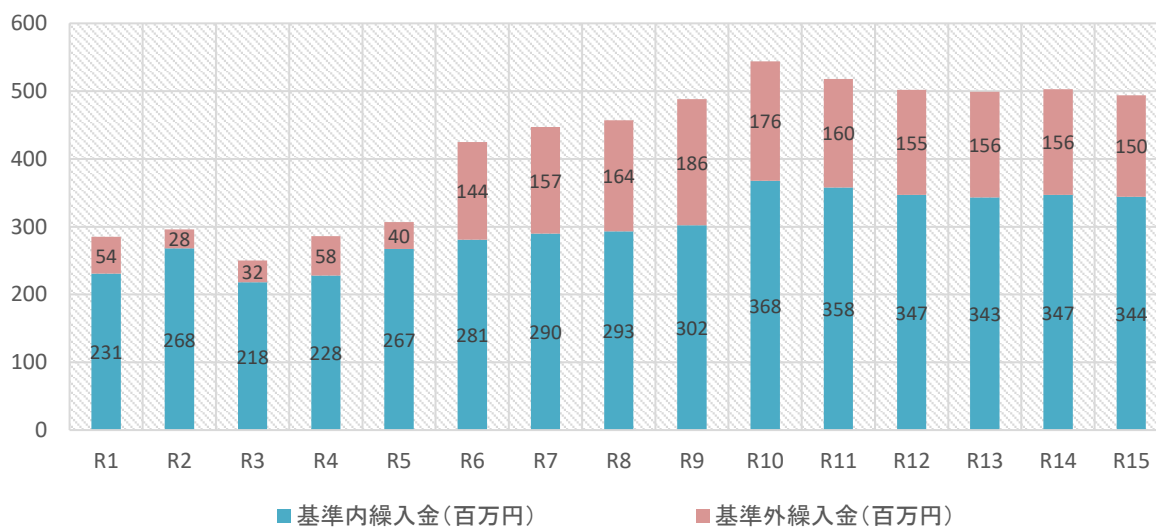
#### 4.4 繰入金の見通し

令和6年度以降、電気代等の動力費や、下水汚泥の処分費用の高騰により、汚水処理費が大幅に増加することに起因して、基準外繰入金の大幅な増加が見込まれています。

本来、地方公営企業は独立採算が基本であり、下水道事業の経費は、「雨水公費・汚水私費の原則」の下、企業経営に伴う収入と、総務省の繰出基準に基づく基準内繰入金をもって充てなければなりません。

総務省の定める基準内の繰入金を適切に確保しつつ、基準外に該当する繰入金については、削減に向けた取組を継続することに加え、財政状況を踏まえた上で、更なる削減に向けた検討を行います。

図4-4 繰入金の見通し



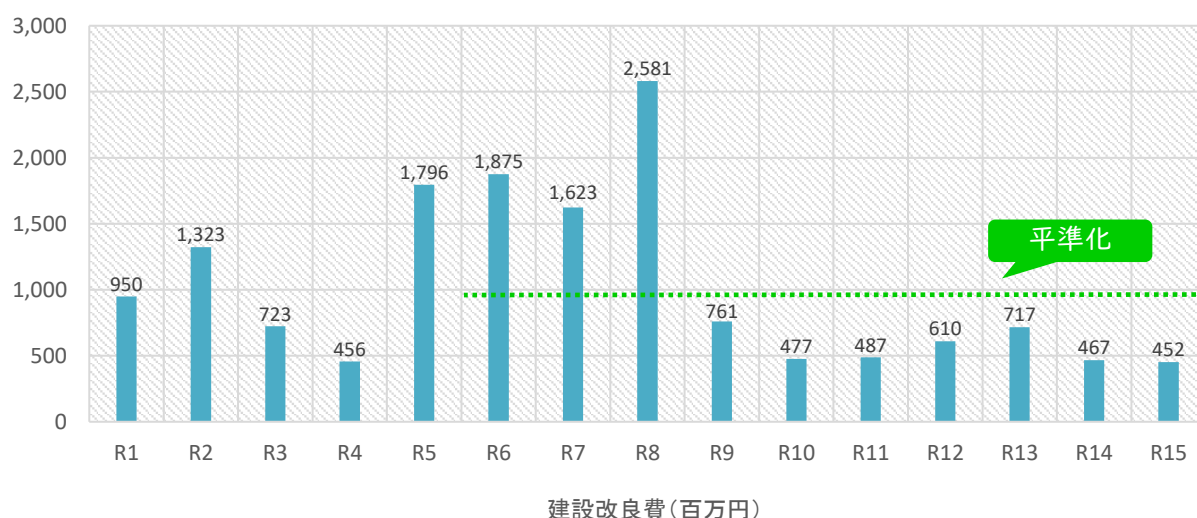
## 4.5 施設の見通し

本市の下水道施設は、布設から50年が経過する管渠等、老朽化が進行し、改築更新の時代を迎えています。

老朽化対策には多額の費用が必要になりますが、加えて浸水対策、地震対策事業にも多額の投資が必要となっています。

今後は、ストックマネジメント計画に基づき、効率的に投資を行うことで費用を平準化しつつ、下水道施設の機能の確保に努めます。

図4-5 建設改良費の見通し



## 4.6 組織の見通し

本市の公共下水道事業においては、経営効率化の観点から、下水道使用料等徴収の業務を民間へ委託し、また、処理場・ポンプ場等の維持管理について包括的民間委託を行うなど、職員数の適正化に努めてきました。

今後は、老朽化する下水道施設の改築更新や災害対策等の重要な事業が見込まれることから、これらに対応可能な組織体制を維持する必要があります。

技術部門・経営部門においてノウハウを持った職員を育成するとともに、民間委託の拡大等により必要な人材を確保し、持続的かつ安定的に下水道サービスが提供できるように努めます。

## 5 経営の基本方針

### 5.1 基本方針

人口減少や少子高齢化の進行、生活様式の多様化、省資源化など、社会構造の変化により下水道使用料の大きな増収が見込めない中、今後、施設・設備の老朽化が進行することにより、老朽化対策事業に多額の改築更新費用が見込まれます。また、近年多発している局地的豪雨等に対応するため、浸水対策事業へも多額の投資費用が必要となるなど、今後の下水道事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想されます。

そのため、持続可能な下水道事業の実現に向け、平成31年3月に策定した本計画を改定し、引き続き「将来の経営安定化を図り、永続的な下水道サービスの提供や事業経営を実現する」ことを基本方針とします。

#### 【 基 本 方 針 】

「将来の経営安定化を図り、永続的な下水道サービスの提供や事業経営を実現する」

#### (ア) 下水道施設の機能確保

##### (1) 施設の計画的な更新

施設の重要度、老朽化度合いや各種災害リスク等を踏まえ、計画的な更新を実施します。効率的な機能維持を図ることによって、永続的な下水道サービスの提供に努めます。

##### (2) 施設の適正な管理

定期的な施設の点検・調査を行うことにより、重大な事故を未然に防ぎ、確実な汚水の排除を実現します。

#### (イ) 健全な事業経営

##### (1) 独立採算を踏まえた財源の確保

公共下水道事業の運営原則である「汚水私費・雨水公費」を踏まえ、一般会計からの基準外繰入金に依存することなく運営可能となるよう財源の確保に努めます。

##### (2) 経営の透明性の向上

事業の運営にあたり、各種計画や財務状況について、ホームページなどの手段を活用して適時提供し、経営の透明性の向上に努めます。

## 5.2 経営目標

基本方針の実現に向けた経営目標を以下のとおり設定し、具体的な数値目標を掲げることにより、経営の見える化を図ります。

### 【 経営目標 】

経営指標	R4（現状）	R10（見込）	R10目標	R15（見込）	R15目標
経常収支比率	102.2%	100.6%	100%以上	100.7%	100%以上
経費回収率	95.4%	80.0%	83.0%	82.7%	86.0%
水洗化率	97.0%	97.5%	98.0%	97.7%	98.5%

### 経常収支比率

・経常収支比率については100%以上を維持しており、健全な経営状態にあるといえます。

今後も収支の適正化に努め、本計画期間中、経常収支比率100%以上を維持することを目標とします。

### 経費回収率

・経費回収率については、令和4年度実績で95.4%となっており、下水道使用料収入で汚水処理費を賄っていない状態です。

更に令和6年度以降は、物価高や動力費の高騰等に起因する汚水処理費の増加により、現状よりも経費回収率が悪化するものと想定されており、令和10年度は80.0%の見込みとなっています。

公営企業として永続的に下水道サービスを提供していくためには、経営改善策の実施により経費回収率を改善する必要があります。

汚水処理費の削減と適正な下水道使用料収入の確保に努めることで、本計画期間中に経費回収率が86.0%となることを目標とします。

### 水洗化率

・水洗化率については、類似団体平均と比べても本市は高い水準を維持しています。

しかし、公共下水道事業は、接続工事が完了して初めて下水道使用料収入の対象となることから、水洗化率の向上が収益に直結していくため、更なる水洗化率の向上に取り組む必要があります。

家屋等所有者の方々に、供用開始後できるだけ速やかに接続していただけるように取り組むことで、本計画期間中に水洗化率が98.5%となることを目標とします。

## 6 効率化・経営健全化の取組

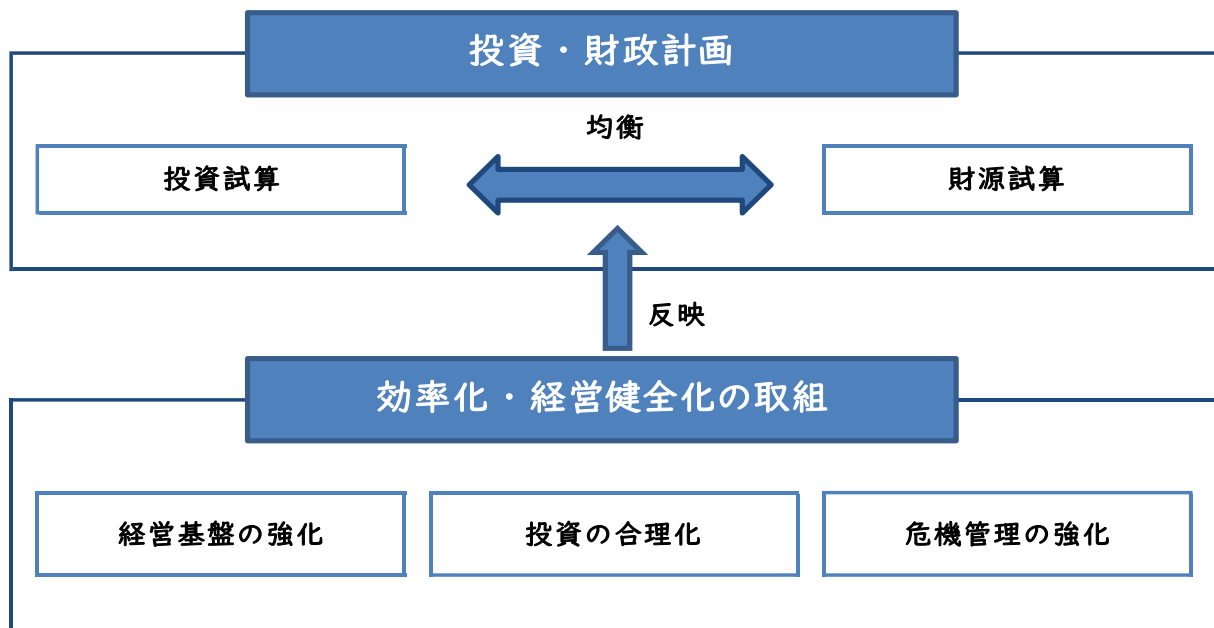
下水道事業について、長期的に安定した事業運営を実施していくためには、これまで以上に経営の効率化・経営健全化や計画性・透明性の向上が求められます。

特に、投資事業には多額の資金が必要になるため、その投資試算（投資の所要額の見通し）と財源試算（下水道使用料などの財源の見通し）を均衡させることが非常に重要となります。

本市下水道事業は、平成26年4月から地方公営企業会計へ移行するとともに、上下水道組織統合により共通業務の一本化や類似業務の統合による経営コストの削減、連携強化に取り組んできましたが、今後も、更なる業務改善や投資の合理化を進め、経営基盤の強化を図ります。

また、災害や事故等の発生時に備えた危機管理体制の強化も重要となります。

図6-1 効率化・経営健全化の取組イメージ





## 6.1 経営基盤の強化

安定的に公共下水道事業を維持するためには、財源の確保が重要となります。接続促進や、収納率向上の取組等によって、経営基盤の強化に努めます。

### 6.1.1 水洗化率の向上

汚水整備事業によって、新たに公共下水道が供用開始となった区域の家屋等所有者は、供用開始日から3年以内の公共下水道への接続が下水道法により義務付けられています。

水洗化の促進は、住環境の改善のみならず公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全など、下水道本来の目的を果たすことに寄与するだけでなく、水洗化に伴う下水道使用料の増収は、公営企業の健全経営のために欠かすことのできない財源となります。

本市は、類似団体平均より比較的高い水洗化率を維持していますが、今後も説明会の開催や融資あっ旋等により水洗化を促進します。

また、接続義務期限を経過している世帯については、未接続原因の調査・指導などにより早期接続を促します。

### 6.1.2 収納率の向上

下水道使用料の徴収については、水道料金と併せて平成29年度から民間委託を実施しています。また、令和6年4月からは一部電子決済に対応し、納付環境の整備を行います。今後も委託業者と連携を図り、民間のノウハウを活用するとともに、デジタル技術を活用することで利便性を向上させるなど、収納率の向上に努めます。

井戸水の使用状況調査についても継続して取り組み、下水道使用料徴収の強化・適正化に努めます。

また、受益者負担金については、平成29年度からコンビニ収納を開始し、納付の利便性向上に取り組んでいますが、引き続き催告書の送付、電話催告、戸別訪問等の未収金対策に努めます。

### 6.1.3 下水道使用料の適正化

本市では、消費税改正による下水道使用料改定を除いては、平成9年6月の改定後から現在まで、約26年間に渡り使用料体系を維持しています。

しかしながら、人口減少等に伴う水需要の減少により下水道使用料収入が減少する中、物価の高騰や下水道施設の老朽化、激甚化する災害への対応等に多額の費用が見込まれるなど、今日の下水道事業を取り巻く経営環境は、厳しさを増しています。

このような状況の中で経営の安定化を図るため、健全経営の維持と今後の投資に必要な財源確保に取り組んでいく必要があります。今後の使用料収入の見通しを踏まえ、現在の使用料体系の妥当性について、引き続き検証を行っていきます。

#### 6.1.4 不明水対策

下水道管渠等からの不明水の流入は、汚水の処理経費高騰の一因になります。本市においても、不明水が有収率低下の原因となっており、今後も引き続き費用対効果を総合的に検証し、効果的な不明水対策を実施していきます。

#### 6.1.5 資金管理・調達

今後、下水道施設の老朽化対策や災害対策に取り組むにあたり、企業債借入額の増加が見込まれています。

将来を担う世代の負担が過大にならないよう、事業費の精査と平準化により計画的な起債を行い、企業債残高の抑制を図ることが重要となります。

また、借入利率、借入額及び償還年限を総合的に検討し、有利と判断される場合には市内金融機関からの借入も積極的に活用します。

国庫補助金、一般会計からの繰入金等の企業債以外の資金についても、遅滞なく確実に調達し、資金不足が発生することのないよう適切な資金管理に努めます。

#### 6.1.6 民間資金・ノウハウの活用

現在、一部施設の管理に包括的民間委託を実施していますが、今後、「ウォーターPPP」等多様な官民連携方式の導入を検討することで、管渠の維持管理など新たに「官から民へ」シフト可能な業務を検討していきます。

なお、検討に際しては、緊急時や災害時の体制及び技術継承とのバランスにも留意します。

#### 6.1.7 人材の育成と技術の継承

職員一人一人が事業達成への目的意識と必要な技術・技能を身につけ、市民の皆様との視点に立ちながら下水道サービスの向上に努めます。

下水道事業は、事業の特殊性から継続的に安定したサービスの提供が求められており、いかなる状況においても適切に対応することのできる能力が必要です。このため、先人からの技術を次世代に継承するとともに、経営能力向上と人材育成に適切に結びつく職場環境の構築を図ります。

また、職場における研修の実施や外部研修への派遣を積極的に行い、職員の意識改革並びに組織全体の活性化を図っていきます。

## 6.2 投資の合理化

公共下水道の普及促進に加え、ストックマネジメント計画に基づく将来の更新需要を的確に把握することで、効果的な投資の実施に努めます。

### 6.2.1 未普及対策事業

「山口県汚水処理施設整備構想」に基づき、令和8年度の汚水処理施設の概成を目指します。事業実施に当たっては、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、事業手法の最適化を図りつつ、公共下水道事業全体計画等に基づき、計画的かつ効果的な投資を行っていきます。

また、下水道整備計画区域外や、地形的要因等によって公共下水道での処理が効果的でないと判断される区域については、合併処理浄化槽の設置を推進することによって、個別処理を実現していきます。

### 6.2.2 改築更新事業

事業開始から70年が経過し、確実に増加する老朽化施設の改築更新需要に対応するため、ストックマネジメント計画に基づき事業費の平準化を図り、計画的かつ効果的な改築更新事業の実施に努めます。

また、処理場やポンプ場の設備更新時には、省エネルギータイプの設備導入を検討することで、動力費等の抑制に努めるとともに、水処理方法や機械設備など、下水道事業における新技術の導入についても研究し、効果的な投資を行っていきます。

## 6.3 危機管理の強化

集中豪雨や地震などの災害発生時にも、下水道機能の早期復旧を可能とするため、危機管理の強化に努めます。

### 6.3.1 浸水対策事業

近年多発している局地的豪雨による被害を軽減できるよう、令和4年度に「下松市内水ハザードマップ」を作成・公表しました。

また、令和6年度には、雨水整備事業のマスタープランである「下松市雨水管理総合計画」を策定する予定としています。計画に基づくハード面での雨水管渠の整備と、ハザードマップの活用などソフト面での浸水対策を組み合わせることによって、より効果的な事業実施に努めます。

### 6.3.2 地震対策事業

令和3年度に策定した「下松市下水道総合地震対策計画」に基づき、下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被害の最小化を図る「減災」に努めます。

また、平成29年度から、避難所等への災害用マンホールトイレの整備を行っています。マンホールトイレとは、下水道管渠にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、発災時において、迅速にトイレ機能を確保するものです。引き続き、指定緊急避難場所や防災拠点施設への整備完了に向けて、計画的な事業実施に努めます。



(花岡公民館、令和4年度設置)

### 6.3.3 危機管理等の体制整備

地震・津波等による大規模災害発生時に、職員、庁舎、下水道施設等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするためには、業務継続計画（BCP）の策定による備えが重要です。

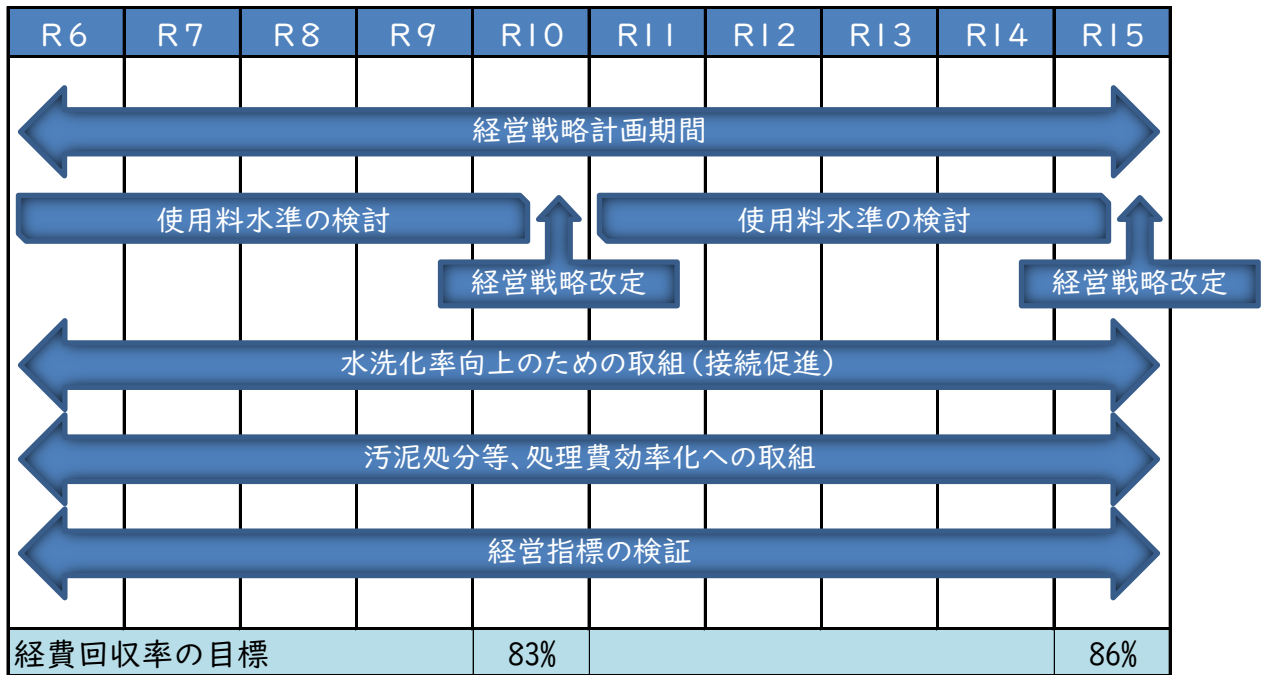
本市では、下水道事業に特化したBCPである「下松市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）地震・津波・水害編」を令和3年度に策定しました。今後は、必要に応じて下水道BCPを見直ししながら、下水道事業のリスクマネジメントに努めます。

## 7 経費回収率の向上に向けた考え方

### 7.1 経費回収率の向上に向けたロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について（令和2年7月22日）」に基づき、公共下水道事業における経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

図7-1 経費回収率の向上に向けたロードマップ（公共下水道事業）



### 7.2 経費回収率の向上に向けた考え方と取組内容

経営戦略については5年ごとに改定を行います。

また、経費回収率の向上に向けた下水道使用料水準適正化のため、概ね5年ごとに使用料改定の必要性について検討を行います。

#### 7.2.1 計画期間

- ・ 令和6年度～令和15年度

#### 7.2.2 取組内容

- ・ 経営戦略の定期的な見直し及び使用料水準の検討による経営の適正化
- ・ 水洗化率の向上による下水道使用料収入の確保
- ・ 汚泥処分業務等の効率化による汚水処理費の削減
- ・ 経営指標の検証による経営状況の見える化

## 8 投資・財政計画（収支計画）

本計画期間中の投資・財政計画は、「別表1、別表2」に示します。

なお、本計画期間内に社会情勢の変化等により計画を見直す必要があると判断される場合には、随時見直しを行います。

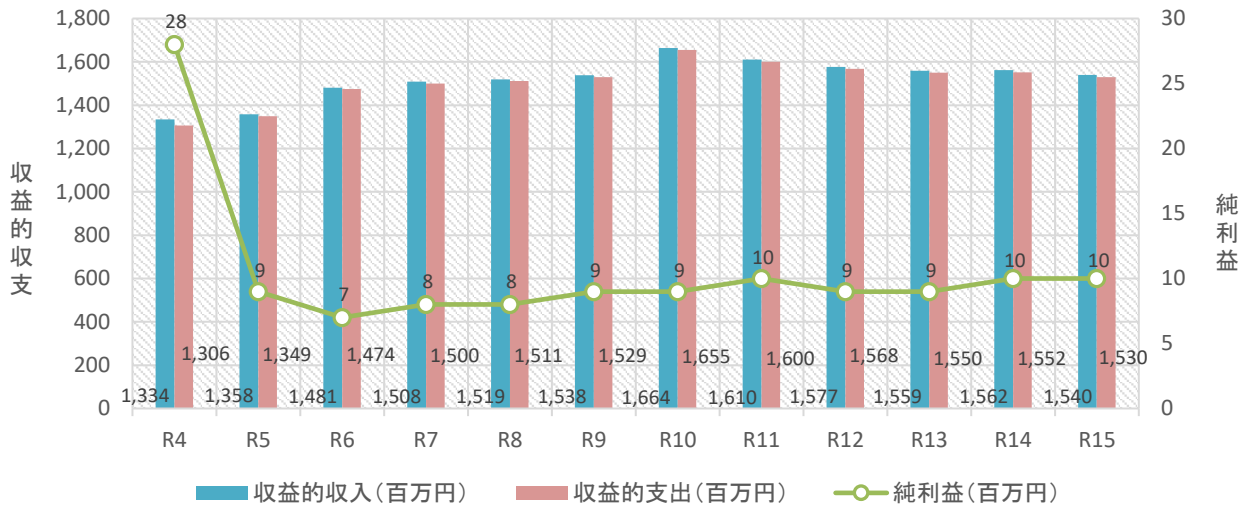
### 8.1 投資・財政計画

#### 8.1.1 収益的収支について

本計画期間中、主な収入である下水道使用料は、人口減少に連動して逡減していく見込みであるのに対し、施設の老朽化に伴う維持管理に要する費用は、増加傾向となる見込みです。

また、令和10年度までは、竹屋川第2ポンプ場増設による影響で減価償却費、企業債支払利息が増加することに伴い、収益的支出全体が増加していますが、令和11年度からは減少に転じる見込みです。

図8-1 収益的収支の見通し



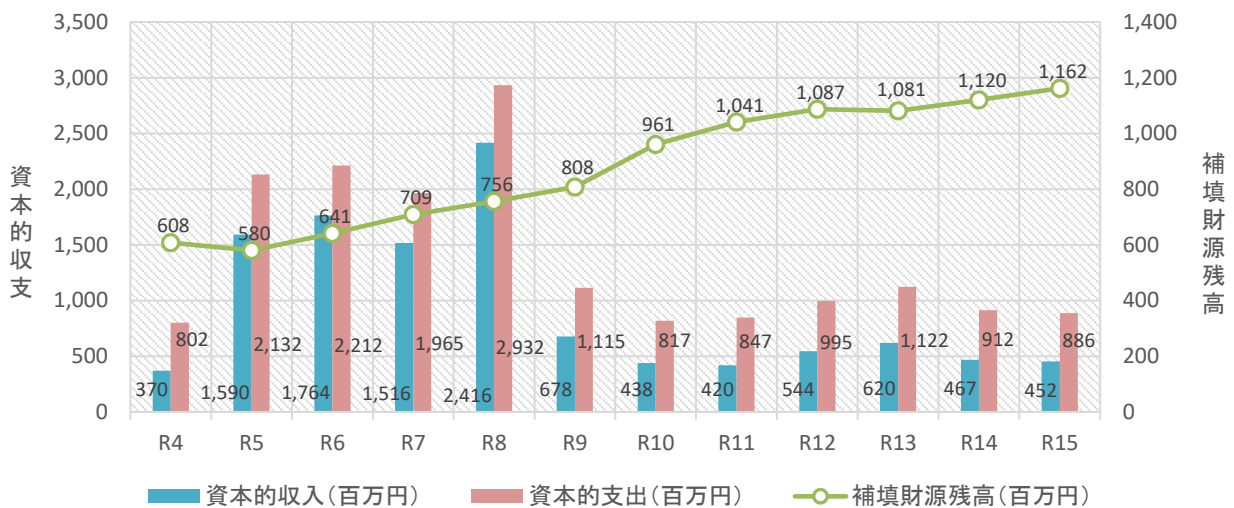
## 8.1.2 資本的収支について

大谷川ポンプ場の新設事業等の影響により、令和8年度までの収支が増加しています。令和8年度の約29億円が本計画期間中の支出のピークで、その後は未普及対策とストックマネジメント計画に基づく改築更新が主な事業となり、事業費も8億円から11億円で推移する見込みです。

なお、資本的収支の不足分には補填財源を充てますが、本計画期間中は十分な補填財源残高を確保できる見込みです。しかしながら、将来的に老朽化施設の更新需要が本格化すると、建設改良費の増加に伴い、補填財源残高は減少に転じると予想されます。

本計画期間中に、継続して事業計画の最適化を行うことにより、事業費の削減と平準化を図りつつ、建設改良事業の計画的な実施に努める必要があります。

図8-2 資本的収支の見通し



## 8.2 投資・財政計画策定にあたっての説明

### 8.2.1 収支計画のうち投資についての説明

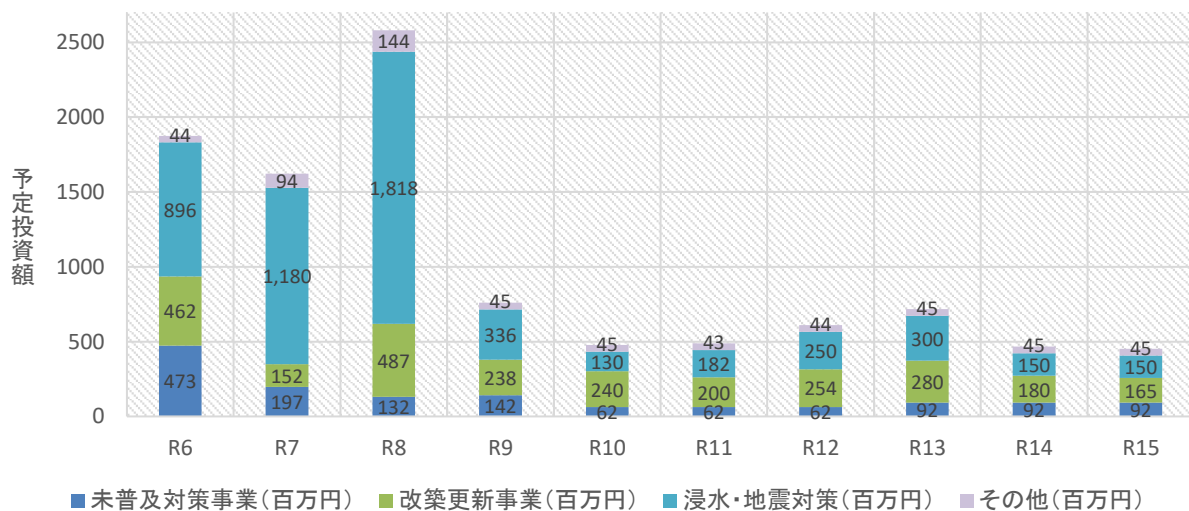
「6 効率化・経営健全化の取組」のとおり、本計画期間中は未普及対策事業、改築更新事業、浸水・地震対策事業に投資を行っていきます。

未普及対策事業としては、令和8年度の概成を目標として管渠整備を行っていきます。概成後も、下水道整備計画区域内の未普及地域の解消を推進します。

改築更新事業としては、ストックマネジメント計画に基づき、将来の更新需要を踏まえながら事業費を平準化し、老朽化施設の改築更新を推進します。

また、浸水・地震等の災害対策事業についても、総合地震対策計画や雨水管理総合計画に基づき、発災時にも被害を最小限に抑え、下水道の機能を早期復旧できるよう、効果的な投資を行っていきます。

図8-3 投資額の見通し（建設改良費）





## 8.2.2 収支計画のうち財源についての説明

### (ア) 下水道使用料収入に関する事項

下水道使用料収入については、「4.2 有収水量・下水道使用料収入の見通し」のとおりです。

下水道使用料の算定期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とします。汚水処理費（維持管理費、減価償却費及び支払利息等）を下水道使用料でどれだけ賄っているかを示す経費回収率は100%を下回っていますが、投資・財政計画が比較的良好であることから、当該期間中は現行使用料体系を維持することとして算定しています。

令和11年度から令和15年度の下水道使用料については、使用料の適正水準や繰入制度等を勘案し、再算定します。

表8-1 下水道使用料原価のイメージ

下水道使用料原価	維持管理費（汚水）	下水道使用料	<p>下水道使用料で回収すべき対象経費は、公費で負担すべき部分を除いた、維持管理費及び資本費（支払利息・減価償却費）です。</p> <p>また、永続的な事業運営のためには、将来の設備更新等に必要な資産維持費（事業報酬）も考慮し、より成熟した経営を目指す必要があります。</p>
	支払利息（汚水）	一般会計繰入金	
		下水道使用料	
	減価償却費（汚水）	一般会計繰入金	
		下水道使用料	
	補助金	長期前受金戻入	
	負担金		
受贈分			
事業報酬	下水道使用料		

### (イ) 企業債に関する事項

企業債は、各年度の建設改良費の予定額から起債予定額を算定しています。

### (ウ) 国庫補助金に関する事項

建設改良費中の補助対象事業費分に対して、十分な補助金が配分されるものとして算定しています。

## (エ) 繰入金に関する事項

一般会計繰入金については、基準内繰入金のほか、基準外繰入金も含めて算定しています。

(1)基準内繰入金：雨水の排除に係る経費等、本来公費（一般会計）が負担すべき経費について、総務省の繰出基準に基づき算定しています。

(2)基準外繰入金：分流式下水道等に要する経費や、各年度の収入不足分を見込んで算定しています。

## 8.2.3 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

### (ア) 職員給与費に関する事項

職員の年齢や組織の構成等を考慮し、職員の定年退職と新規採用を見込んで試算しています。

### (イ) 動力費・修繕費・委託費に関する事項

動力費については、令和6年度から電気料金を包括委託の対象外とするため、過去の電力消費量から電気料金を算定しています。

修繕費については、令和6年度を基準に、物価上昇分として毎年1%の増加を見込んで算定しています。

委託料については、令和6年度と同額を基本とし、5年ごとに1%の増加を見込んで算定しています。

### (ウ) 民間活力の活用に関する事項

下松市浄化センターやポンプ場で実施している包括的民間委託の継続を前提として算定しています。また、更なる業務効率化やコスト削減のため、新たな包括的民間委託の導入に係る検討を行っていきます。

(収益的収支)

## 別表1 投資・財政計画表

(単位:千円, %)

区 分		年 度	R4 (決 算)	R5 (決算見込)	R6 (予 算)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		867,503	908,019	912,564	922,645	927,690	937,559	1,004,068	992,967	981,501	975,538	978,452	973,645
	(1) 料 金 収 入		635,346	634,500	625,400	626,651	627,904	628,532	629,789	628,529	627,900	626,016	624,764	622,890
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		13,234	13,659	13,258	13,258	13,258	13,258	13,258	13,258	13,258	13,258	13,258	13,258
	(3) そ の 他		218,923	259,860	273,906	282,736	286,528	295,769	361,021	351,180	340,343	336,264	340,430	337,497
	2. 営 業 外 収 益		466,980	449,712	568,430	585,172	591,177	600,347	659,913	616,559	595,804	583,898	583,320	565,943
	(1) 補 助 金		64,845	47,192	150,652	163,984	170,714	192,990	183,009	166,451	161,746	162,704	162,879	156,405
	他 会 計 補 助 金		64,845	47,192	150,652	163,984	170,714	192,990	183,009	166,451	161,746	162,704	162,879	156,405
	そ の 他 補 助 金													
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		401,111	401,820	417,120	420,517	419,789	406,681	476,226	449,423	433,370	420,504	419,751	408,847
	(3) そ の 他		1,024	700	658	671	674	676	678	685	688	690	690	691
	収 入 計 (C)		1,334,483	1,357,731	1,480,994	1,507,817	1,518,867	1,537,906	1,663,981	1,609,526	1,577,305	1,559,436	1,561,772	1,539,588
	1. 営 業 費 用		1,213,467	1,246,147	1,368,921	1,383,771	1,387,809	1,391,141	1,515,877	1,461,832	1,430,787	1,413,122	1,414,912	1,393,398
	(1) 職 員 給 与 費		65,081	67,264	71,533	69,592	71,327	77,303	75,618	72,075	72,498	74,829	76,906	75,468
	基 本 給 与 費		31,344	31,914	40,055	33,444	34,207	34,955	33,913	34,637	35,174	35,703	36,230	35,342
	退 職 給 付 費		6,458	7,101	5,754	5,801	6,061	10,591	10,920	5,979	5,363	6,670	7,731	8,009
そ の 他		27,279	28,249	25,724	30,347	31,059	31,757	30,785	31,459	31,961	32,456	32,945	32,117	
(2) 経 費		348,331	382,180	472,302	472,307	472,313	472,319	472,325	475,766	475,772	475,778	475,784	475,790	
動 力 費				96,366	96,366	96,366	96,366	96,366	96,366	96,366	96,366	96,366	96,366	
修 繕 費		500	546	546	551	557	563	569	575	581	587	593	599	
材 料 費														
そ の 他		347,831	381,634	375,390	375,390	375,390	375,390	375,390	378,825	378,825	378,825	378,825	378,825	
(3) 減 価 償 却 費		800,055	796,703	825,086	841,872	844,169	841,519	967,934	913,991	882,517	862,515	862,222	842,140	
2. 営 業 外 費 用		92,525	102,857	104,751	116,076	122,940	137,866	138,939	138,141	137,098	136,955	137,184	136,296	
(1) 支 払 利 息		82,013	78,025	78,485	89,665	96,501	111,329	112,430	111,630	110,580	110,399	110,594	109,729	
(2) そ の 他		10,512	24,832	26,266	26,411	26,439	26,537	26,509	26,511	26,518	26,556	26,590	26,567	
支 出 計 (D)		1,305,992	1,349,004	1,473,672	1,499,847	1,510,749	1,529,007	1,654,816	1,599,973	1,567,885	1,550,077	1,552,096	1,529,694	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		28,491	8,727	7,322	7,970	8,118	8,899	9,165	9,553	9,420	9,359	9,676	9,894	
特 別 利 益 (F)														
特 別 損 失 (G)														
特 別 損 益 (F)-(G) (H)														
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		28,491	8,727	7,322	7,970	8,118	8,899	9,165	9,553	9,420	9,359	9,676	9,894	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)														
流 動 資 産 (J)		970,518	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	
う ち 未 収 金		205,439	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	
流 動 負 債 (K)		584,047	464,774	470,098	478,929	481,607	467,173	487,735	512,944	533,838	573,022	561,669	545,451	
う ち 建 設 改 良 費 分		335,841	336,774	342,098	350,929	353,607	339,173	359,735	384,944	405,838	445,022	433,669	417,451	
う ち 一 時 借 入 金														
う ち 未 払 金		239,918	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		854,269	894,360	899,306	909,387	914,432	924,301	990,810	979,709	968,243	962,280	965,194	960,387	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		854,269	894,360	899,306	909,387	914,432	924,301	990,810	979,709	968,243	962,280	965,194	960,387	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)														

※区分の金額・値に該当が無い、又はゼロ値の場合は空欄表示。

## 別表2 投資・財政計画表

(単位:千円、税込)

年 度		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
区 分		(決 算)	(決算見込)	(予 算)										
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	181,300	777,400	875,000	782,000	1,184,000	340,000	215,000	205,000	267,000	305,000	277,000	269,200	
	うち資本費平準化債													
	2. 他 会 計 出 資 金	2,958												
	3. 他 会 計 補 助 金													
	4. 他 会 計 負 担 金													
	5. 他 会 計 借 入 金													
	6. 国(都道府県)補助金	171,171	801,929	879,000	724,000	1,222,000	327,500	213,000	205,000	267,000	305,000	180,000	172,500	
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工 事 負 担 金	14,938	10,681	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
	9. そ の 他													
	計 (A)	370,367	1,590,010	1,764,000	1,516,000	2,416,000	677,500	438,000	420,000	544,000	620,000	467,000	451,700	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	370,367	1,590,010	1,764,000	1,516,000	2,416,000	677,500	438,000	420,000	544,000	620,000	467,000	451,700	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	456,341	1,795,721	1,875,308	1,622,843	2,581,359	760,906	477,424	487,413	609,857	716,568	467,051	452,442
		うち職員給与費	31,663	30,398	39,044	38,843	39,359	39,906	40,424	38,413	38,857	39,568	40,051	40,442
2. 企 業 債 償 還 金		345,944	335,841	336,774	342,098	350,929	353,607	339,173	359,735	384,944	405,838	445,022	433,669	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金														
4. 他 会 計 へ の 支 出 金														
5. そ の 他														
計 (D)	802,285	2,131,562	2,212,082	1,964,941	2,932,288	1,114,513	816,597	847,148	994,801	1,122,406	912,073	886,111		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	431,918	541,552	448,082	448,941	516,288	437,013	378,597	427,148	450,801	502,406	445,073	434,411		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	431,918	541,552	448,082	448,941	516,288	437,013	378,597	427,148	450,801	502,406	445,073	434,411	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額													
	3. 繰 越 工 事 資 金													
	4. そ の 他													
計 (F)	431,918	541,552	448,082	448,941	516,288	437,013	378,597	427,148	450,801	502,406	445,073	434,411		
補填財源不足額 (E)-(F)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)														
企 業 債 残 高 (H)	6,232,742	6,674,301	7,212,527	7,652,429	8,485,500	8,471,893	8,347,720	8,192,985	8,075,041	7,974,203	7,806,181	7,641,712		

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
区 分		(決 算)											
収 益 的 収 支 分		283,408	307,037	424,531	446,710	457,232	488,369	544,020	517,621	502,079	498,958	502,919	493,892
	うち基準内繰入金	225,020	266,753	280,460	289,289	293,178	302,371	367,909	357,871	347,058	343,108	347,010	344,377
	独自基準 うち基準外繰入金	58,388	40,284	144,071	157,421	164,054	185,998	176,111	159,750	155,021	155,850	155,909	149,515
資 本 的 収 支 分		2,958											
	うち基準内繰入金	2,958											
	うち基準外繰入金												
合 計	286,366	307,037	424,531	446,710	457,232	488,369	544,020	517,621	502,079	498,958	502,919	493,892	

別表3 原価計算表(公共下水道事業)

供用開始年月日 昭和53年4月28日  
 処理区域内人口 51,382人  
 計算期間 自令和6年4月  
 至令和11年3月  
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	計算期間平均値(R6-R10)		
		投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 635,346	千円 627,655	千円	千円 627,655
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他				0
合 計	635,346	627,655	0	627,655

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	計算期間平均値(R6-R10)		
		投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
営業経費	千円	千円	千円	千円
管 渠 費	17,556	21,492		21,492
ポ ン プ 場 費	6,778	8,597		8,597
処 理 場 費	226,204	287,995		287,995
一 般 管 理 費	87,112	111,759		111,759
小 計	337,650	429,843	0	429,843
資本費				
支 払 利 息	55,537	62,014		62,014
減 価 償 却 費	271,487	275,209		275,209
企 業 債 取 扱 諸 費	1,311	6,816		6,816
小 計	328,335	344,039	0	344,039
合 計 (Y)	665,985	773,882	0	773,882

資 産 維 持 費 (Z)	
使用料対象経費(Y)+(Z)	773,882

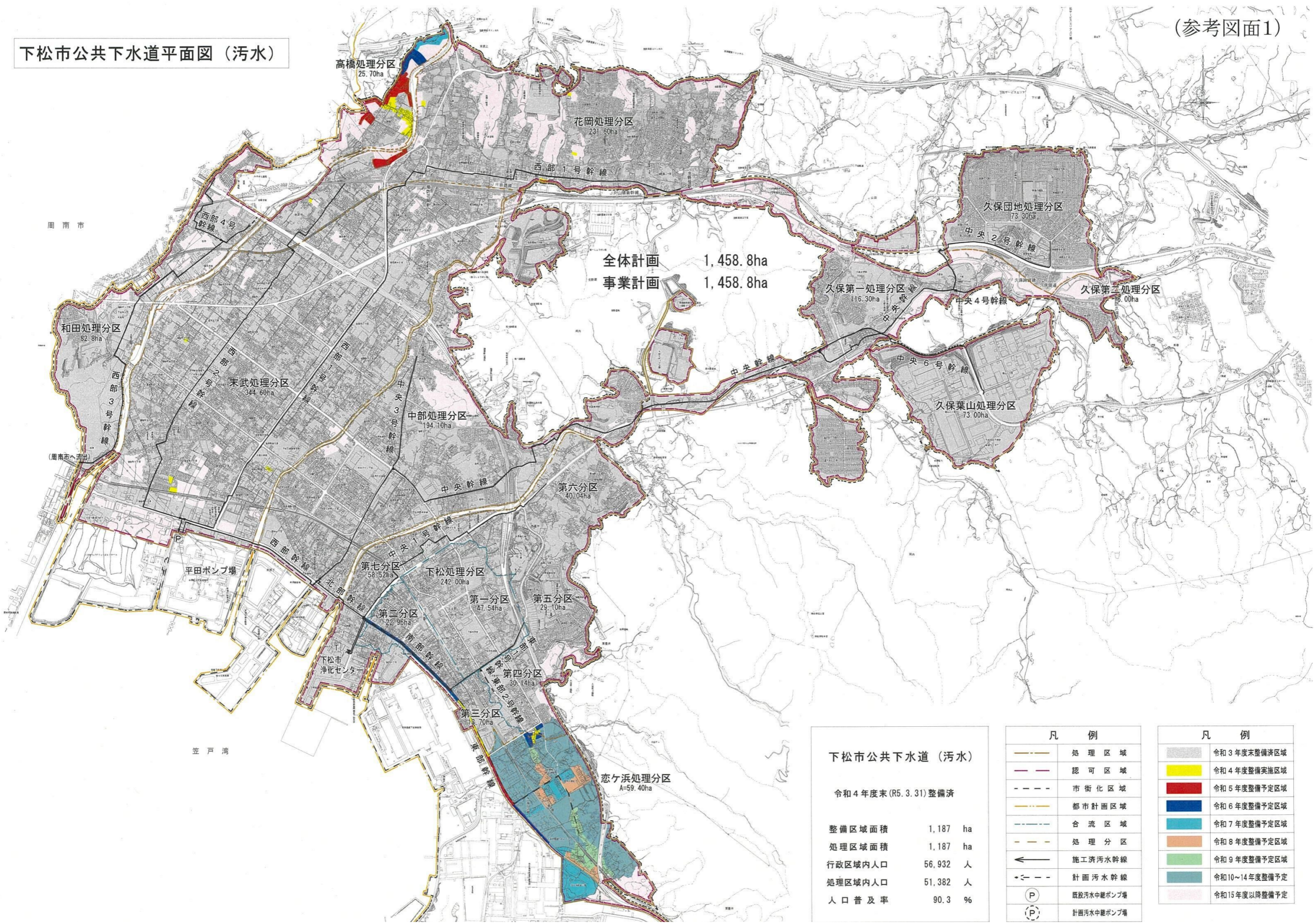
$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 81.1\%$

<使用料水準についての説明>

(使用料水準について)  
 上記原価計算表による算定の結果、使用料対象経費に対する使用料収入の割合が81.1%となり、約20%の収入が不足している状況です。  
 収支計画では、使用料収入以外の収入があるため、各年度の収支は黒字が見込まれていますが、将来に渡り収支の均衡を保つために、適正な使用料水準について検討していく必要があります。

(原価計算表について)  
 ・令和4年1月25日付け総務省通知「経営戦略の改定推進について」のひな型様式を参考に、原価計算表を作成しました。  
 ・営業経費の各項目については、費目ごとの一括表示として作成しました。

下松市公共下水道平面図 (污水)



全体計画 1,458.8ha  
 事業計画 1,458.8ha

下松市公共下水道 (污水)

令和4年度末 (R5.3.31) 整備済

整備区域面積	1,187 ha
処理区域面積	1,187 ha
行政区域内人口	56,932 人
処理区域内人口	51,382 人
人口普及率	90.3 %

凡 例

	処理区域
	認可区域
	市街化区域
	都市計画区域
	合流区域
	処理分区
	施工済污水幹線
	計画污水幹線
	既設汚水中継ポンプ場
	計画汚水中継ポンプ場

凡 例

	令和3年度末整備済区域
	令和4年度整備実施区域
	令和5年度整備予定区域
	令和6年度整備予定区域
	令和7年度整備予定区域
	令和8年度整備予定区域
	令和9年度整備予定区域
	令和10~14年度整備予定
	令和15年度以降整備予定

周南市

(周南市へ流出)

壱戸湾

和田処理分区  
82.8ha

末武処理分区  
344.60ha

高橋処理分区  
25.70ha

花岡処理分区  
231.60ha

久保地処理分区  
78.00ha

久保第一処理分区  
116.30ha

久保第二処理分区  
65.00ha

久保葉山処理分区  
73.00ha

中部処理分区  
194.10ha

第六分区  
40.04ha

第七分区  
58.52ha

下松処理分区  
242.00ha

第一分区  
47.54ha

第五分区  
29.10ha

第二分区  
22.96ha

第四分区  
30.14ha

第三分区  
19.70ha

恋ヶ浜処理分区  
A=59.40ha

平田ポンプ場

下松市  
浄化センター

西部4号  
幹線

西部3号  
幹線

西部1号  
幹線

西部2号  
幹線

西部3号  
幹線

西部4号  
幹線

中央3号  
幹線

中央1号  
幹線

中央2号  
幹線

中央4号  
幹線

中央5号  
幹線

中央6号  
幹線

中央幹線

北前幹線

南前幹線

東部幹線

西部幹線

西部1号  
幹線

中央2号  
幹線

中央4号  
幹線

中央6号  
幹線

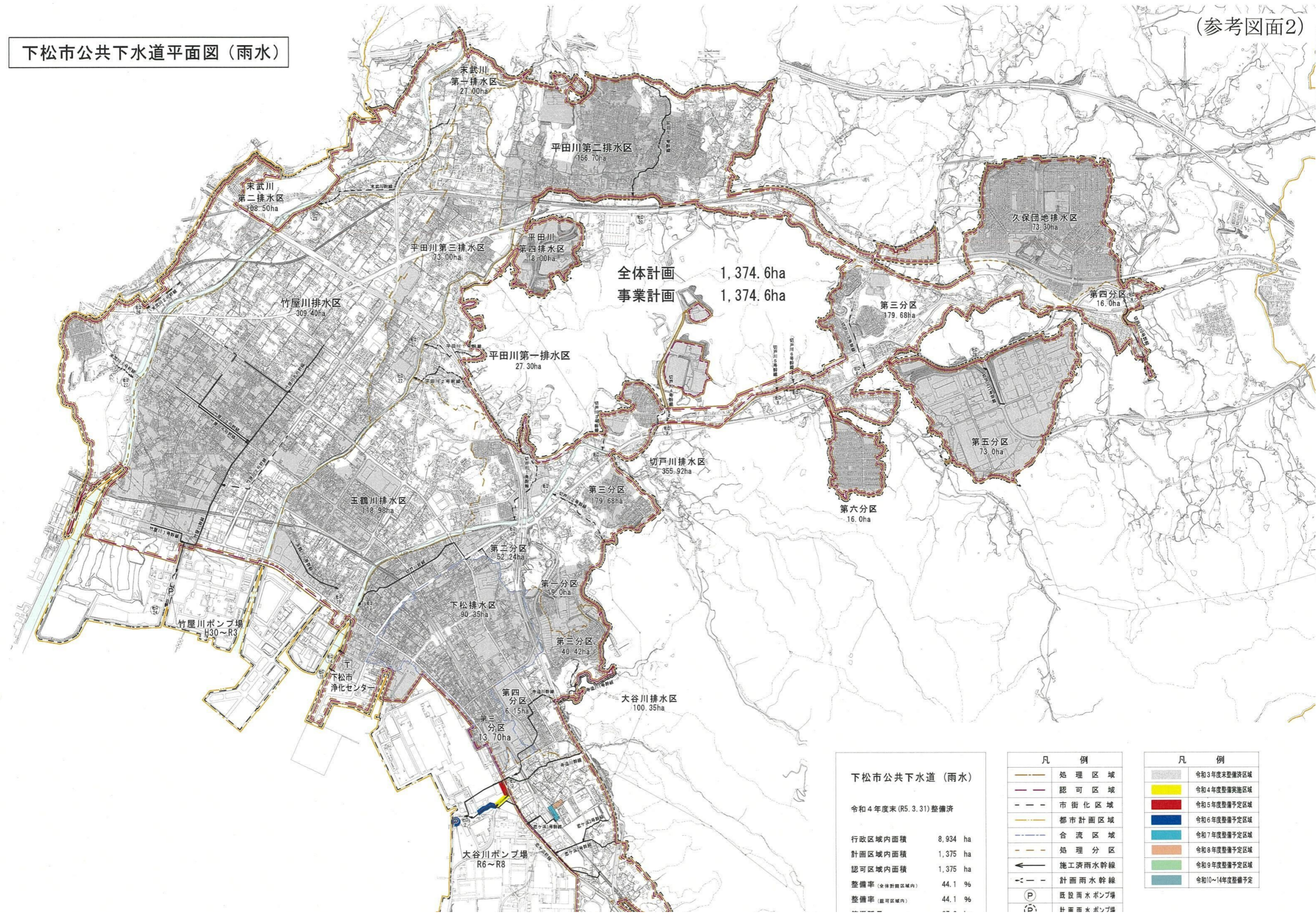
中央8号  
幹線

中央10号  
幹線

中央12号  
幹線

中央14号  
幹線

下松市公共下水道平面図（雨水）



全体計画 1,374.6ha  
 事業計画 1,374.6ha

下松市公共下水道（雨水）

令和4年度末(R5.3.31)整備済

行政区域内面積	8,934 ha
計画区域面積	1,375 ha
認可区域面積	1,375 ha
整備率（全体対象区域内）	44.1 %
整備率（認可区域内）	44.1 %

凡例

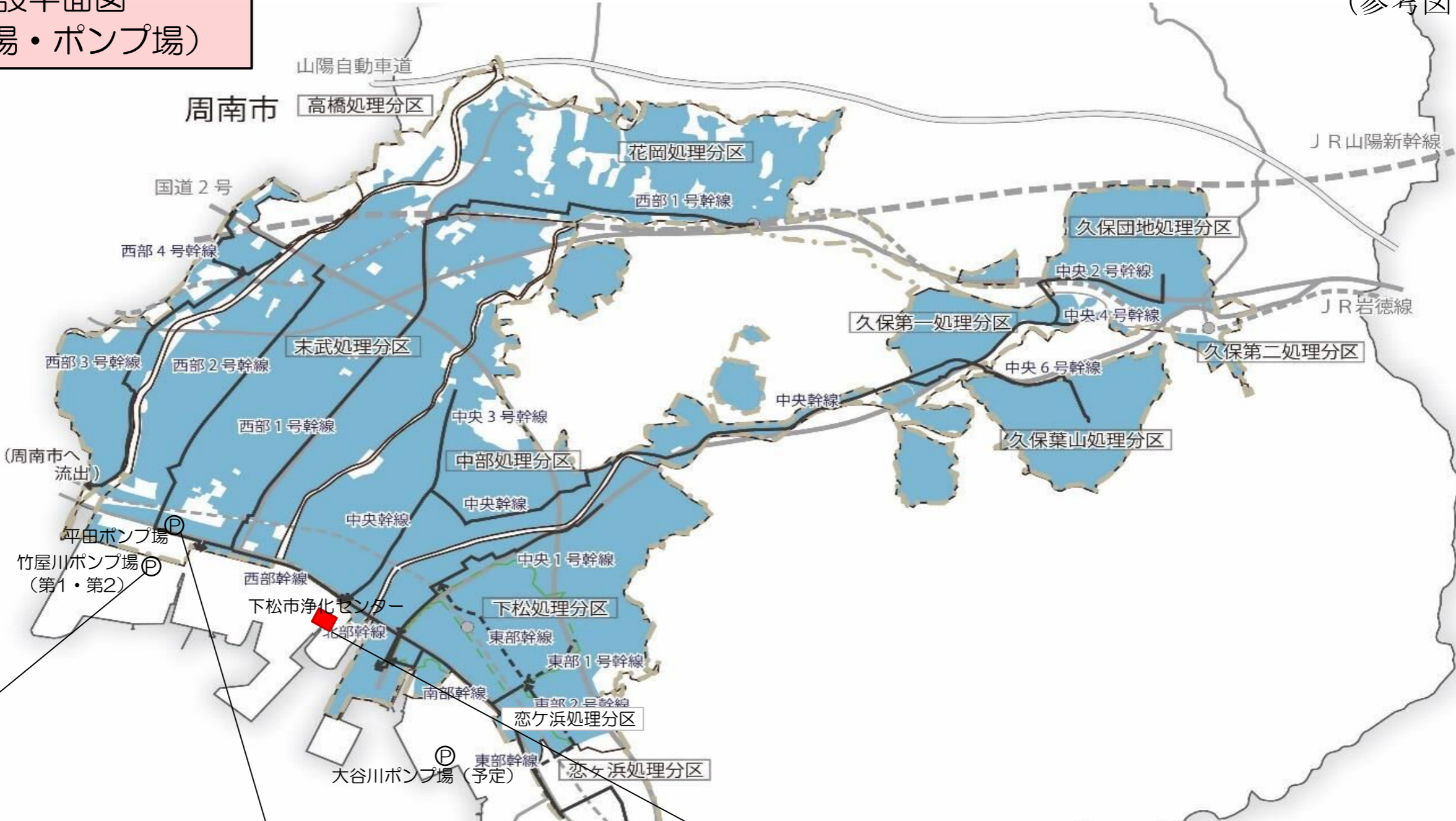
—	処理区域
- - -	認可区域
- - -	市街化区域
—	都市計画区域
—	合流区域
- - -	処理分区
←	施工済雨水幹線
- - -	計画雨水幹線
(P)	既設雨水ポンプ場
(P)	計画雨水ポンプ場

凡例

■	令和3年度未整備済区域
■	令和4年度整備実施区域
■	令和5年度整備予定区域
■	令和6年度整備予定区域
■	令和7年度整備予定区域
■	令和8年度整備予定区域
■	令和9年度整備予定区域
■	令和10~14年度整備予定

下水道施設平面図  
(処理場・ポンプ場)

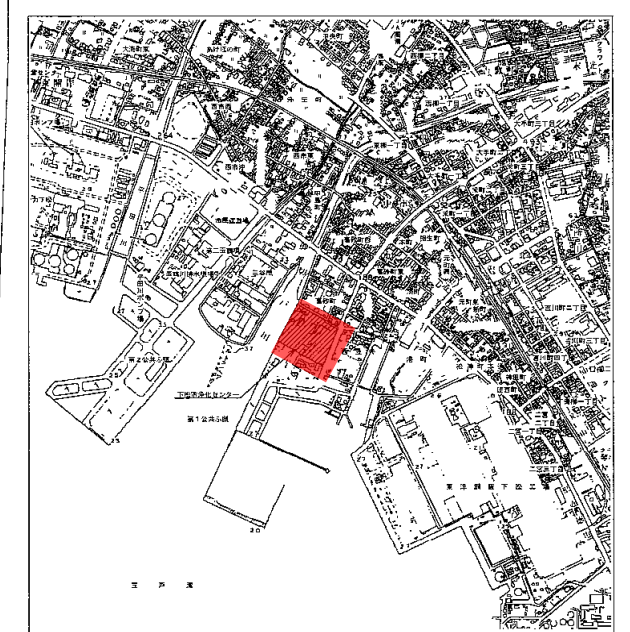
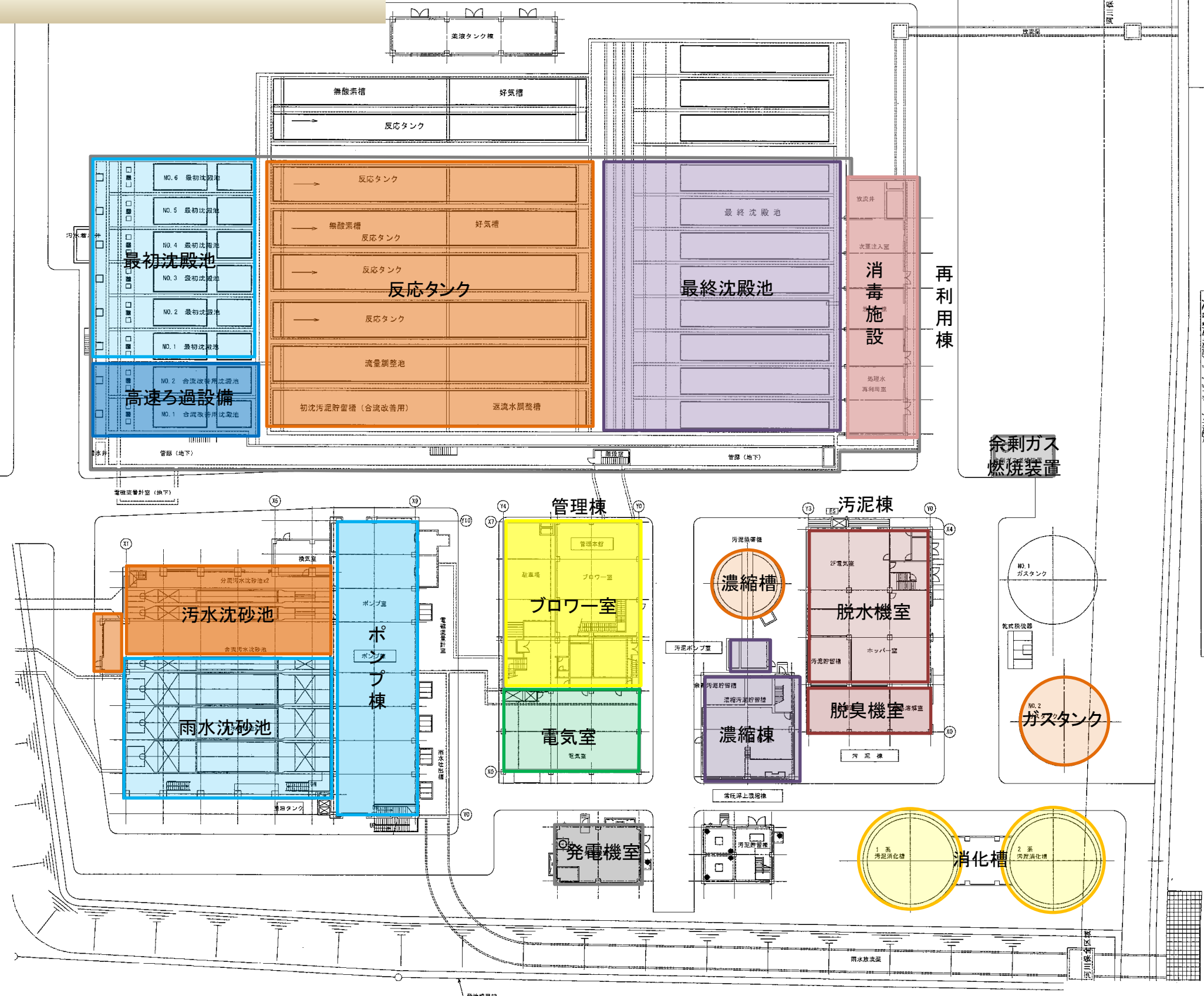
(参考図面 3)



	計画区域
	認可区域
	合流区域
	施行済汚水幹線
	計画汚水幹線
	整備済区域



# 下松市浄化センター施設平面図



位置図



下松市公式マスコットキャラクター  
くだまる

## 下松市公共下水道事業経営戦略

令和6年度～令和15年度

策定 : 令和6年3月

発行 : 下松市上下水道局

編集 : 下松市上下水道局企画総務課

住所 : 〒744-8585 山口県下松市大手町3丁目3番2号

TEL : 0833-41-2150 / FAX : 0833-41-6393